

# 「方丈記」に見る対災異観 —自然災害の発生と無常観の形成—

The Accident Look seen in *Houjyouki* (方丈記)  
-The Occurrence of a Natural Disasters and the Formation of Sense of Despair

小林 健彦  
Takehiko KOBAYASHI

## 要旨

日本人〔本稿では、国、民族の別や、非渡来人であることを表わさず、単に或る一定の期間以上、日本に居住している（していた）人、と言う定義で「日本人」の呼称を使用する〕の心底には、「無常観」や「厭世観」と言う語で表現される、社会的にも共有化された心情がある。ただ、これにぴたっと該当する英語表現法は管見の限り見当たらず、悲観主義、悲観論を表わす「pessimism」や、消えて行く感覚を表わす「a sense of evanescence」等と翻訳されたりもする。つまり、英語言語文化圏に於いては、日本人が思い描き、共有している様な、抽象的で曖昧な形で存在をしている「無常観」、「厭世観」を想定した、社会で共有化されていた概念が希薄であった可能性もあろう。それは、地域特性〔特に自然災害（疾病、伝染病を含む）の種類や多少、気候風土、習俗、思想、治安、政治的状況の安定度等〕に依る差異であったものと考えられる。

「無常観」や「厭世観」には、確かに悲観する、はかなむ（果無む・儂む）という面が存在していない訳では無いが、それは主たる感覚では無く、若し有ったとしても、一時的で副次的な感性であるものと推測をする。これらの語の核心的な感覚とは、世捨て人になりたいと思うことでも、自暴自棄になることでも、自殺をしたいと思うことでも無い。それは恐らくは、次の新しい段階に向けての速やかなステップの構築であり、その為には周囲の状況を慎重に観察、分析し、或る場合には静観して遣り過すこともあったであろう。要は生き抜く為に無駄な努力はしないこと、その為には犠牲を払うことも厭（いと）わないこと、である。それは、一見すると合理主義的で冷酷な様にも見えるが、決してそうでもない。

その答えは、「生き抜くこと」、「与えられた寿命を全うすること」なのである。その為には、保身術も必須なスキルであり、知恵や知識、技術、学習行為、そして、協同行為、他者への思い遣りの心も要求されたことであろう。

本稿では、鎌倉時代初期と言う時代の過渡期（少なく共、王権側にとってはそうであろう）に、鴨長明が執筆した随筆である「方丈記」を参照しながら、そうした日本人に依る「無常観」や「厭世観」の形成理由やその様相を求めようとするものである。「方丈記」が随筆であるのか、断片的な私日記であるのか、単なる備忘録であったのかに就いては判断が困難ではあるが、彼に依る、客観的事実を根拠とした形での、一定の所感や教訓が述べられていることは事実である。ここでは、彼の眼を通した形での世界観を垣間見ることとしたい。

キーワード：方丈記、対災異観、無常観、多様性、自然災害

## 目次：

要旨

キーワード

はじめに

- 1：「行く河の流れは絶えずして～」に見る更新思想
- 2：安元の大焼亡に見る都市空間の危うさ
- 3：治承4年の辻風
- 4：自然災害の多発と濁悪（ぢよくあく）の世
- 5：元暦の大地震と更新思想

おわりに

註

参考文献表

## はじめに

日本列島は、北東—南西方向に細長く、その北東と南西とでは人類学的な形質を除く、気候、風土、習俗、そこに居住する人々の生活様態等も著しく異なる。更に、主要四島以外にも島嶼部が多く、そうしたポイントが、小国でありながらも非常なる多様性を持ち合わせている、という特質を持つ。

ただ、共通して言うことの出来得ることが1つある。それは、時期や場所を問わず、ここが自然災害、疾病、伝染病等の災異の多発地帯であるということである。自然災害と一概に言っても、その中には地震や火山噴火、地滑り（陸上、水中）の如く、地盤に関わるもの、高潮、高波、津波や大雨、洪水、土石流等、所謂、「水災害」と総称されるもの、疾病、伝染病の流行や火事の様に、人間の存在がその基底に在るもの等、その種類も又、多様である。中国は大国ではあるが、総体的に見るならば、必ずしも自然災害が多発して来たとは言えない部分もあるのは対照的ではある。そうした意味に於いて、日本列島に居住する限り、「被災」する、「罹患」するという現実、古来、避けては通ることの出来なかつた事象なのである。

科学技術や、災害に対する知識、医療技術が或る程度発展した現在でさえ、「被災」すること、「罹患」すること自体を全く回避することが出来てはいない状況を考えて見るならば、歴史時代（考古学や文献史学に依る成果を以って、或る程度、発

生事象が推測可能な時代）に於ける「被災」、「罹患」状況の凄まじさには、想像を絶するものがあったことは、容易に想像することが出来るのかもしれない。そうした状況の中に在って、何時しか「日本人（日本列島の住民）」の感性の中に、「無常観」、「厭世観」と言った、一種、悟りの境地とも言うべき感覚、感性が成立して行ったことは、特筆すべきことである。それは、「度重なる「被災」、「罹患」の経験則」より齎された、自然現象に対する「諦（あきら）め」であり、自然災害発生後に於ける合理的で、整然とした現実的な対処法でもあった。

確かに、「火事場泥棒」という言葉もあるが、それは、「火事場の混乱に付け込んで盗みを働く者」の原義ではあるものの、実際上の日本語運用では、「他人の騒ぎや混乱のどさくさに紛れて不正な利益を得る」意味で使用されていることの方が多いのではないであろうか。他人の不幸（自然災害に依る被災状況）を利用して迄も、他人の財物を盗む（自己の利益を優先させたい）と思っていた「日本人」が、過去に於いて一体どの位多く、存在していたのであろうか。概して日本では、被災後に於いて、暴動や略奪行為等の暴力行使が発生し難い素地を形成していたのは、そうした「無常観」、「厭世観」の存在と無関係では無かつたものと推測される。後述する様に、「無常観」には自分の鬱積した気持ちを晴らしたり、怒りをぶつかけたりする対象者が、元々存在していなかつたからである。ここでは性善説を説く訳では無く、道徳以前の問題として、抑々、日本では被災するという現実が、誰にでもあり得ることとして認識されていたのである。「方丈記」に「度々（の）炎上に滅びたる家、またいくそばくぞ」と記される社会的な状態こそが、そうした日本人の態度に反映されていたものと見られるのである。

一般的には、「無常観」や「厭世観」の成立に関しては、仏説との関係性の中で論じられることが多い。即ち、「三時（さんじ）の説」、所謂、「末法思想」の拡散である。日本では、その開始期を永承7年（1052）に求め、それは正に、人事権を私物化した摂関政治の全盛期に該当し、律令体制を基軸としていた古代王朝国家の実質的崩壊期でもあった。それに加えて、各地では、権門勢家と結び付いた在京武士にしても、地方の開発領

主（在地領主）にせよ、武士の力が無視することの出来ない世が出現しつつあったのである。それだけの理由でも、「無常観」、「厭世観」の形成、成立には十分な社会的状況であったのかもしれないが、これに更なる条件が付加されていたものと類推される。それが、当該期にも多発をしていた自然災害であったのである。

但し、自然災害自体は、縄文時代にも、奈良時代にも多発していた筈であるが、何故、平安時代後半期に発生していた災害なのであろうか。それは、前代（奈良時代）には、自然災害の発生自体の原因が、天子（天皇）の「不徳」に求められ、その結果として齎された数々の災異が、中国由来の「咎徴（きゅうちょう）」として認識をされた。従って、天子が自らの徳の修正を行なえば、そうした災異も又、鎮まると王権に依り理論武装され、人民へ説明されたのである。そうした種々の災異に対して、この地上で唯一、対処可能な存在こそが王権（朝廷）、天皇であると主張されたのである。

しかし、都が北上し、平安京に遷都されると、この様な状況は一変する。何故か、先例故実を何よりも大切に出来た筈の王権が、平城京時代（奈良時代）の先例を顧みること無く、無視をするに至ったのである。その理由をはっきりとはしていないが、律令体制の変容、崩壊や、財政難（平安京自体も、その南西部は完成を見ること無く放棄されてしまった事例等）、国外（貿易関係を除き、一種の鎖国状態の出現）・国内に対する「内向き思想」がその背景には在ったらしい。教科書的な説明では、日本でも中国に依存しなくても、最早、独り立ち出来るだけの文化や政治体制が整ったから、等と解説される。それも全く関係の無いことではないであろうが、それだけで片付けられるものとも考えられない。何れにせよ、既に数々の災異に対処をする国家的意志も、その危機管理能力も喪失してしまったのである。

その典型例が、天祿元年（970）6月に、初めて八坂神社（祇園社）に於いて御霊会（祇園会）が執行されて以降、これが定例化されて行くことを以って、疫神が、王権に依る制御から解放された、或る意味での、可視的な制度として確立、成立したと見られる点である。又、時代進行と共に、そのシステムは、神社に於ける祭儀（夏祭り）として、地方へも伝播して行く。民衆の側では、八

坂神社、（上、下）御霊神社の創建といった要素もあるが、可視化できない疫神に縋る、制度化されたよすがを得たという見方もでき、王権にとっては、疫神との関係性を希薄にして行く契機でもあった、とすることが出来得る。災異の内、少なく共、疫病、疫神対処業務は、宗教施設である神社へと委譲されたのであった。

本稿に於いて、主たる素材として用いる「方丈記」は、京都の下賀茂（鴨）神社（賀茂御祖神社）の社家出身であった、鴨長明（かものながあきら）の著作物である。「かものちょうめい」の様に、名の部分を、通常は音読にしているのは、「有職（ゆうそく）読み」の慣習であった可能性が高い。それ故に、「方丈記」は多分に読者の存在（共感）を意識し、想定して執筆されていたものと推測され、その記述内容をそのまま史料として信用することにも、幾多の留保が必要であろう。彼は、久寿2年（1155）に生まれ、建保4年（1216）に没しているが、その随筆であった「方丈記」は、巻末に「時に（于時）、建暦の二年（1212）、弥生の晦日（つごもり）ごろ、桑門（さうもん。出家した者）の蓮胤（れんいん。長明の法名）、外山（とやま。現：京都市伏見区日野町）の庵にして、これを記す」とあることより、鎌倉時代の初期に当たる建暦2年3月迄には完成していたことになる。長明が58歳の時であった。

「方丈記」の内容には、平安時代末期に発生していた災害に関する記述が多く含まれ、これらは自らの体験談に基づく記事であるとされている。文体として断定用法が多く、伝聞記事であることを示す、文末の「云々（うんぬん）」表現法が見られず（文頭に於いて、「伝へ聞く」としている箇所はある）、疑問・反語を表す文末の助字である「歟」の使用も少ないことより、その推測は妥当であろう。前述の如き状況に加え、自ら見聞きした災害、又、自身の被災体験が、「方丈記」を通じて表出された「無常観」形成に大きく影響していたものと見られるのである。

本稿の目的とする処は、「方丈記」に見られる「無常観」が、如何なる経緯で形成されて行ったのか、その主要成因が本当に自然災害や疾病であったのかを検証することにある。又、先に指摘をした伝説や武士の台頭、王朝社会の終焉と言った社会的な状況、更には、長明自身の河合社（ただすのや

「方丈記」に見る対災異観

しろ。下鴨神社の摂社) 禰宜就任が、惣官であつた鴨祐兼の反対に依つて実現せず、出家し、遁世してしまつたという、彼個人に関わる非常に不愉快な事情も何らかの形で反映されていたに就いて

も、追究を行なう必要がある。

なお、本稿で使用した「方丈記」は、安良岡康作氏全訳注『方丈記』(株式会社 講談社、2013年4月)、に依つた。



## 前掲写真：

下鴨神社内に再現された鴨長明の方丈〔筆者撮影。組み立て式になっており、移動することを前提としていたらしい。1丈（約3.3メートル）四方、約3.3坪余の簡素な構造となっている。このサイズが「方丈」の名の起源であるとされる。4畳半程度の広さである。その意味に於いては、4畳半の広さを標準とした、後の草庵風茶室建築に与えた影響も排除をすることが出来ないのかもしれない。

軒を長く外側に突き出させる為に、垂木のみではその重量を維持出来ないことから、柱の上に土居桁（どいげた）を設けた構造を採用している。全体的には、解体、移動や組み立てが容易である、現在のプレハブハウス、トレーラーハウスの如き簡易な構造である。「積むところ、わづかに二輛（にりゃう）」と記された如く、移動する為に、車に積載する解体した家屋の資材は、僅か2台分であった。

鴨長明に於ける「世の無常」とは、こうした彼の居宅の有り様（よう）にも、恰も表現されていたのかもしれない。但し、それは彼が望んだことでは無く、結果としてそうっただけのことであった。「門（かど）を建つるたづきなし（方法が無い。資金が無い）」と記したのはその証左であろう。一定の場所へ、長い時間に渡って建物を固定する訳では無い構造も又、「有為転変」を具現化して見せた、彼の感性であったのであろうか。これが後の草庵風な茶室建築の、一見すると簡素な構造に与えた影響に就いても、考慮をする必要性があるであろう。

「方丈記」には、年齢が60歳に迫ろうとした長明が、「広さはわづかに方丈、高さは七尺（約2.13メートル）が内（以内）なり。所を思ひ定めざる（土地柄を選択した訳ではない）が故に、地を占めて（宅地を占有する）造らず」と記述した部分がある。意図せずとも、住居を移転する度に狭くして行き、生活して行くことの出来得る究極の空間にした長明は、「もし、心に叶はぬ事あらば（自分の気持ちと相容れないことがあったならば）、易く、外（ほか）へ移さむ」とし、1か所の場所へと固執することを否定したのである。

結果として、究極の簡素な空間を持ったのは、決して生活に不必要で無用なものを捨て去り、その質的向上を目指した「断捨離」の目的からではなく、単に移動の簡便さを求めた結果なのである。その意味に於いて、極小な空間自体を希求することが目的であった草庵風茶室建築に求められた簡素さとは、似て非なる建築物であったのかもしれない。

尚、建物外側にある大屋根は、建物を保護する目的の覆屋である]

## 1：「行く河の流れは絶えずして～」に見る更新思想

「方丈記」の冒頭部分を飾る「行く河の流れは絶えずして、しかも、もとの水にあらず。よどみに浮ぶうたかた（水泡）は、かつ消え、かつ結びて、久しくとどまりたる（常住の状態）例（ためし）なし。世の中にある人と栖（すみか。住居）とまたかくの如し。玉敷（たましき。美しく立派である様子）の都のうちに、棟を並べ、葺（いらか。屋根瓦。屋根の頂上部）を争へる、高き・賤（いや）しき人の住ひは、世々を経て尽きせぬものなれど、これをまことかと尋ねれば、昔ありし家は稀なり。或は、去年（こぞ）焼けて、今年造れり。或は、大家（おほいへ）亡びて、小家（こいへ）となる。

住む人もこれに同じ。所も変わらず、人も多かれど、いにしへ見し人は、二、三十人が中（うち）に、わづかに一人・二人なり。朝（あした）に死に、夕（ゆふべ）に生るる習ひ、（ただ）、水の泡にぞ似たりける。知らず、生れ・死ぬる人（仏説に於ける生死に迷う人）、何方より来りて、何方へか去る。また知らず、仮の宿り、誰が為にか、心を悩まし、何によりてか、目を悦ばしむる。その主と栖と無常を争ふ（変遷、流転を重ねる様子）さま、言はば、朝顔の露に異らず。或は、露（主を指す）落ちて、花（栖を指す）残り。残るといへども、朝日に枯れぬ。或は、花しばみて、露なほ消えず。消えずといへども、夕を待つことなし（主が晩年を迎えること無く死にゆくこと）」の文には、「無

常」と言う語自体は1か所しか出現してはいないものの、「有為転変は世の習い」、「転変流転」を表現したものであると、学校教育の中では学習をする。

その原因は、「はじめに」でも述べた末法思想の拡散、武士の台頭であったとも、説明をされるのである。それは、客観的には的を得た説明ではある可能性も高いが、しかし、それだけのことを以って、「有為転変」へと世の人々が皆、傾斜して行ったのであろうか。その社会や団体に於いて、得体が知れず、何か非常に不安で、共通の関心事が存在する様な場合、継続的に集団ヒステリー<sup>(1)</sup>が発生していたということも考えられる。特に、江戸時代の様に組織化され、官僚化され、門閥化されていたとは言える事が出来ず、必ずしも統率の取れてはいない武士(団)の台頭に就いては、人々にとって、その出来事は、生命、財産に関わる一大事であり、ただでさえパーソナルスペースが狭い都市空間を中心として、日本人がより内向的、保身的、そして、京都風な「行けず」、になって行く大きな契機となっていたことは考慮される。但し、それは日常的で、身近な脅威ではあるものの、社会全体に破局的なシーンを齎したものであった、とも言う事は出来ないのである。

「行く河の流れ～」の項に表現されている思想とは、「更新」の受容、甘受であり、「不動不変」や「普遍性」の否定である。それはしかし、必ずしも日本だけでのことでは無く、全世界的に適用可能な考え方ではあろう。中国や朝鮮半島・韓半島等では、王朝(国家)自体が滅亡し、次の全く新しい王権に交代するのである。少なく共、日本に於いてその事象は起こらなかったにも拘わらず、それでは何故、日本でそうした思想が殊更に強調されたのであろうか。

韓半島に於いても、「恨(ハン)」と称される、日本に於ける無常観と似たような心情が存在している。ただ、「恨」の場合には、そうした心情を主として持つのは、被支配(階層下位)側に位置した人々であり、そうした悲哀観が上層、下層をも包含した社会全体に渡る心情ではない点が、日本で形成された無常観とは決定的に異なるのである。又、行動(憧れる、嘆く、恨む等)を伴いながら、そうした不満を解消しようとした心情も、日本に於ける無常観には見られない。更に、「恨」

には、自分自身にしる、他者にしる、心情をぶつける対象者が必要なのである。日本の無常観は、特定の対象に向けられた思考であるとは言い難い。それ故、「世の無常」なのである。

こうして見てみると、日本の「無常観」と、韓半島で形成された「恨」とは、似て非なるものであると言うことが出来るであろう。ただ、両者には、自分の努力だけでは、どうする事も出来ないとした、一種、諦めの思考が含まれていたことには注目をすべきである。

さて、「方丈記」の当該の項に着目してみると、或ることに気付くであろう。それは、行く河一よどみ、消一結、人一栖、高一賤、去年一今年、大家一小家、二・三十人一人・二人、朝一夕、生一死、等と言った様に、夫々、対極に存在するもの同士の「調和」用法を多用するのである。少なく共、文の構成上ではそうである。つまり、一方では無常を説きながらも、他方では「調和」用法を多用しているのである。陰陽説に基づくならば、「調和」することこそが、この宇宙の安定を齎す、好ましい状態であり、陰陽不調和となった場合には、大きな災害や、常とは異なる天文現象が出現し、兵革へと至るのである。

「行く河の流れ～」では、必ずしも「無常」=「変遷」が、無駄なことであるとか、悪いことであるとは主張してはいない。抑々、ここでは世の中とはそうしたものだ、と言う大所高所よりの論調であり、達観であり、何かの善悪判断を下している訳では無いのである。「朝に死に、夕に生る」とか、「生れ・死ぬる人」、「何方より来りて、何方へか去る」と言った表現法よりは、仏説に依る輪廻転生思想の勧めと言った観点をも見出す事ができる。それは、破滅と再生であり、六道に迷い込みながらも、復活を果たす、逞しい衆生の姿として描写をするのである。

ここでは、「亡ぶ」、「死ぬ」ことの原因が、自然災害、疾病に起因したものであるとは、全く言っていない。しかしながら、そうした形に於ける生死、「仮の宿り」の存在というものが、当時既に、自然災害大国、疾病大国であり、何時、何処で被災(死)、病死するかもしれない日本で生活して行く上では、必要条件であったことを示唆した文として解釈することが可能であり、長明自らが体験したその具体的事例が後続の文の中で紹

介されて行くのである。

## 2：安元の大焼亡に見る都市空間の危うさ

「方丈記」に依れば、安元3年（1177）4月28日の21：00前後に、平安京東南部（樋口富小路）より出火し、火勢は西北方向に延焼して行ったとする。火元は、舞人の宿所として使用されていた仮屋（かりや）であった。失火が火災の原因であろうか。この大火では、朱雀門を始めとして、大極殿、大学寮、民部省等の、主要な建造物が塵灰に帰したという。その他にも、公卿の邸宅16軒が焼亡し、結果として、都の三分の一（面積か、軒数かは不明）へ被害が及んでいた。死者は数十人であり、馬牛も大量に死んだとしている。馬牛は牛車や騎乗といった、移動具の為に都で飼養していた動物であろう。

この時の大焼亡に依る被害状況に関しては、清原氏が作成したとされる「清辨眼抄」<sup>(2)</sup>に於いて詳細に記録される。それに依れば、この時の大火で焼失したのは大極殿、大学寮、民部省以外にも、応天門と東西の楼、会昌門、大極殿の東西の廊、神祇官、大膳職、式部省、右兵衛府と典薬寮の門の四足、朱雀門、勸学院、大学寮（廟堂と門は焼

失を免れる）等の政府機関、施設であり、この他に公卿、侍臣の邸宅も「関白殿御所（藤原基房邸）」、「内大臣御所（藤原師長邸）」以下12家、検非違使庁でも、別当で権中納言右衛門督であった藤原忠親邸を始めとして、5家邸が焼失している。焼失面積は「積（面積）百十余町（約109万平方メートル）」にも上ったとしている。「清辨眼抄」では、この安元の大焼亡に関してのみ、それに依る焼失地域を示したものと考えられる図を掲載している。恐らくは、平安京始まって以来の大火の1つに数えられる程の大規模な被害を出していたからであろう。<sup>(3)</sup>

鎌倉時代末期に成立したとされる編年体通史「百練抄 第八」の同日条では、更に、八省、小安殿、青龍白虎樓、神祇官八神殿、南門等も「拂地焼亡」したとあるが、「大内免其難」とあり、内裏への延焼が無かったのは、不幸中の幸いであったのであろう。高倉天皇は、同記の翌29日条に於いて、「廢朝（はいちょう）」（天皇が、疾病や服喪、天変地異等を憚って朝務に臨まないこと）を命じている。その理由は、「依大極殿火事也」であった。大極殿を焼失した実務的、精神的ダメージは、予想を超えていたのであろう。<sup>(4)</sup>



写真：現在の京都御所〔筆者撮影。これは里内裏（さとだいら）であって、元々の皇居ではない。旧土御門東洞院殿の跡であった。鎌倉時代末期以降、皇居として使用されて来た。元々の平安京内裏は、ここより西方に在ったが、都の中心軸が東へと移動するに連れて、この場所が選定されたのであろう。

現在の建築物は、江戸幕府に依る寛政期内裏が安政元年（1854）に焼失後、翌2年に造営されたものである。時代の進行と共に、平安京内裏には無かった小御所、御学問所、御常御殿等が、必要に応じて付加されて行った。紫宸殿（写真正面の建物）や清涼殿等の室内は板敷きとなっており、畳を全面に渡って敷き詰めること無く、平安時代風な寝殿造の室礼となっている。

火災に依る焼失と再建とは、江戸時代の幕末であっても猶、日本建築に在っては避ける事の出来なかつた災害なのである〕

さて、「方丈記」のこの項の冒頭部分では、「予、ものの心（物事の道理）を知れりしより、四十（よそぢ）余りの春秋を送れる間に、世の不思議を見る事、やや（次第に）度々になりぬ」とする記述がある。「世の不思議」とは、文字通りの意味かもしれないが、当時の社会に於いて、火災発生は都、鄙（ひな。地方）を問わず「不思議」なことであつたのであろうか。それは、所詮、木と紙とで出来上がっている日本家屋が燃えない筈がない、と言う不思議であつたのかもしれない。又は、火災発生の原因（物が燃えると言う現象そのもの）を巡る不思議なのか、或は、広範囲に迄、延焼してしまうことの不思議であつたのか、更には、「さしも（それ程迄に）危き京中の家を作るとて、財（たから）を費し、心を悩ます事は、すぐれて（特別

に）あぢきなく（無駄だ）ぞ侍（はんべ）る」ことの不思議であつたのか、何れにしても、推測の域を出るものではない。

これは、「無常」観とは、又、別の対災異認識であつた可能性があるのかもしれない。それ故、「不思議」の語義を、奇妙な、理解不能な、等と言つた現代語に於ける解釈で理解をした場合、彼の心情を見誤る可能性もある。この語の意味を、人知の遠く及ばないこと、怪しいこと、非常識なこと、又は、「思わざる議」と読み、意表を突かれた状況としても解釈を行なう必要性があろう。

ただ、延焼状況に関して記述した処で、「風に堪へず（じつと我慢する）、吹き切られたる焰、飛ぶが如くして、一二町（この「町」が面積の単位、距離の単位のどちらの用法で使用されている



のかは微妙である)を越えつつ、移り行く」と言う一節がある。これは、「風烈(はげ)しく吹きて、静かならざりし夜」、「都の東南より火出でて来て、西北に至る」とした記載から、恐らくは、発達しながら接近して来た低気圧に依り、反時計回りで東南寄りの強風が吹いていたことに伴い、「飛び火」現象が起きた状態を示していたものと推測される。「百練抄 第八」に依れば、都に於いては同4月18日未刻にも、「暴風。其聲如炎上」とあって、発達した低気圧通過に伴う一時的な暴風が吹いていたことを記す。ここでは、その音声認識が「如炎上」であり、この暴風現象を当該4月28日の大焼亡の凶兆として位置付けていた可能性がある。京都市市街地では、冬季に在っても、関東地方の様に強い北寄りの乾燥した季節風は、比較的吹き難いのである。「方丈記」に於いて、治承4年(1180)卯月(4月)に起こったとされる「大きな辻風(つじかぜ)」も、この自然現象であった可能性が高い。

「百練抄 第八」安元3年4月28日条にも「火焰如飛」と記されていることから見ても、この現象が、焰が生きているように(生き物の様に)見えたことから、当時としては、「不思議」認識の対象となっていたとしても理解できないことではないのかもしれない。実際、現在に於いても、平成28年(2016)12月22日の午前10:20には、新潟県糸魚川市市街地に於いて、この時期としては珍しい強い南風に依る飛び火現象に依り、火点が分散し、大火に至った事例が想起されるのである。<sup>(5)</sup>

同じ火災に伴う強風でも、京極(権)中納言藤原定家(さだいえ、ていか)に依って筆録された私日記である「明月記」(「照光記」、「故中納言入道殿日記」)<sup>(6)</sup>の治承4年(1180)2月14日条に記述された、「天晴、明月無片雲、庭梅盛開、芬芳四散、家中無人、一身俳個、夜深歸寢所、燈髻髯(ホウフツ)、猶無付寢之心、更出南方見梅花之間、忽聞炎上之由、乾方云々、太近、須臾之□[間]風忽起、火付北少将(藤原実教)家、即乗車出、炎上事、依無其所、渡北小路成実(藤原)朝臣宅給、倉町等片時化煙、風太利(ハヤシ)云々、文書等多焼了」記事中に登場する「風忽起」の風は、急に吹き出したとしていることから、都市部に於いて、広域火災の際に発生する火災旋風<sup>(7)</sup>であ

ったものと考えられる。この時の火災では、藤原定家の父親であった俊成邸が焼失したのである。ここでは、同父子に依る心情描写は無く、客観的な事象のみが記録されるだけであるが、藤原定家や俊成に依る対焼亡観とは、精魂込めて筆写作業を行なって来た、多くの日本の古典類(「方丈記」で言う処の「資財」)が焼失してしまったという、現実的な喪失感であった。焼失したのが豪華な邸宅や、財宝(「方丈記」で言う処の「七珍万宝」)ではなかったものの、それは同父子にとっては財宝に代えがたい「物」であり、それも又、災害の前では人間は無力であるとした無常観に通じる可能性を秘めていたものと推測をするのである。

ところで、当該安元火災発生を契機として、「治承」への災異改元(安元3年8月4日)が行なわれたことは、大極殿が焼失する等、この大火の衝撃が如何に大きかったのかを物語っているであろう。大極殿は、朝堂院の正殿であり、即位や大嘗会も執行されたことから、高御座も設置されていた。やはり、その現実的な喪失感は、非常なる精神的ダメージ、無力感を人々に与えたであろう。それはこの後、もう二度と再建されることは無かったのである。<sup>(8)</sup> 当時は、出家をしていたものの、平清盛を実質的な首班とした平氏政権の時期に当たり、この年の6月には、平家政権排除を企てたとされる「鹿ヶ谷の陰謀」事件が京都で発生している。「百練抄 第八」に依れば、大納言藤原成親、右近少将成経、左衛門尉師光法師(西光)等が平清盛に依って召し取られ、西八條亭へ禁固されたのは、6月1日であった。この事件も、大焼亡災害と共に、治承改元の1つの大義名分にはされていたのかもしれない。反平家策動と大火災と言う2つの危機を抱えて、平氏政権は人心を一新する効果を得る為にも、災異改元は必要条件であると、認識するに至ったものと見られるのである。

「百練抄 第八」に依れば、承安より安元への改元期日は、承安5年(1175)7月28日であったが、その理由は「依瘡瘡(ほうそう。天然痘)并世上不閑(静)」であった。<sup>(9)</sup> この度の治承改元は「依大極殿火災」であったことから、2回続きで、災害由来の災異改元となったのである。それは、「百練抄 第八」同4月28日条に「希代火災也。近年連々有火事。(有)變異。果而如此」と記録され、この処、多発していた火災(炎上、

焼亡)と共に、大火の直近に起こっていた落雷(震死)、大雨、疱瘡流行、暴風と言った自然災害の数々、そして、同13日に発生していた、延暦寺衆徒に依る七社神輿を担ぎ出した参内強行、及び、その神輿への、武士に依る流れ矢の命中と言った「未曾有之例也」とされた人為的な出来事の出来とも合わせて、起こるべくして起きてしまった「大焼亡」であるという認識を示すに至るのである。取り分け、「流矢誤中十禪師神輿」事件に対して人々の受けていた衝撃とは、そのことと安元大焼亡とを直接的に関連付けさせて認識し、大焼亡が神罰の結果であると畏怖するに足る、十分な要素として心の中にあったものと推測されるのである。

### 3：治承4年の辻風

治承4年(1180)卯月(4月)、京中に於いて、「大きな辻風(つじかぜ)」が吹き荒れ、大きな被害が発生していた。「方丈記」に依れば、「中御門(一条大路と二条大路の間に東西方向で通じる中御門大路)・京極(平安京の最東端を南北に結ぶ東京極大路)のほど(当該両大路の交差点付近)より、大きな辻風起りて、六条(東西方向で通じる六条大路)わたり(辺り)まで吹ける事侍りき」とある。現在の京都市市街地内の鴨川西岸地域で、地下鉄烏丸線の東部地域の南北方向に延びる一帯(京都御所の東側地域と、その南部に下る地域)が主たる被災地であったものと考えられる。

辻風とは、旋風の語義であるが、ここでは単なる旋風、低気圧通過に伴う強風、台風に依る暴風等ではなく、竜巻やダウンバーストの様に、極、短時間の内に、局所的で大きな被害を齎す強風、上昇気流を伴う強風であったものと推測される。取り分け、当該辻風では、被災地が帯状に展開していたものと推測されることより、竜巻に依る被害であったものと推定される。そのことは、「方丈記」に於いて、「三四町〔約327~436メートル。1町(ちょう)は約109メートル〕を吹き巻くる(強風が吹き、物を上空へ巻き上げる)間に籠れる(存在していた)家ども、大きなも、小さきも、一つとして破れざるはなし(全て破壊された)」、「家の内の資財、数を尽くして空にあり(1つ残らず空中に巻き上げられた)」、「塵(ち

り)を煙(けぶり)の如く吹き立てたれば(吹いて高く上げるので)、すべて、目も見えず(全く見ることができない)」、「おびたたく(勢力が激しく恐怖を感じる程である)鳴りどよむ(高く激しく音をたてる)」等と記述されていることから窺えるのである。

「百練抄 第八」治承4年4月29日条では、「辻風起自近衛京極。至于錦小路。大小人屋多以顛倒。又雹降。又雷發一聲。即落七條東洞院人屋」としていることより、「方丈記」に記載された辻風、はこの時のものであると推測される。同時に、降雹や落雷があったとしていることから、不安定な大気状態の中で積乱雲が発達し、竜巻、激しい突風が京中で発生していたのであろう。現在、国際標準で竜巻の規模を表す指標として使用されている「藤田(F)スケール」(1971年にシカゴ大学の藤田哲也氏が考案)に当てはめた場合、当該竜巻の規模は、当時の木造家屋の強度を勘案しても、「F1(約10秒間の平均で33~49m/s)」~「F2(約7秒間の平均で50~69m/s)」レベルであったものと推測される。「日本版改良藤田(JEF)スケール」〔気象庁が平成27年(2015)12月に策定〕では、「JEF0(3秒の平均で25~38m/s)」~「JEF1(同39~52m/s)」程度であろう。何れにしても、竜巻としては小規模~中規模なものであったものと考えられる。

「百練抄 第八」同22日条では、「天皇(安徳天皇)即位紫震(宸)殿。當時大極殿未被造畢。任治曆(1065~1069年)之例。於太政官廳可被行哉否。兼(日)有其議。被問才卿。康保(964~968年)之例雖非規模。可被用南殿之由。右大臣(兼實)被計申也」としており、辻風の丁度1週間前には安徳天皇が紫宸殿に於いて即位をしていた。大極殿が安元の大焼亡に依る焼失で再建されていなかったからである。高倉天皇より皇太子(安徳天皇)への譲位と、それに伴う鈿璽の承継は、同記の同年2月21日条に見えているが、安徳帝即位迄の間、同3月19日には平清盛と共に、高倉天皇は安芸国に御幸し、巖島神社を訪問している。これは、清盛に依る、強い要請があったからであるとしている。ただ、脱屣(だっし。天子が帝位からあっさり降りてしまうこと)後、当社を訪れたのには、「人以成奇」であ

ったと、「百練抄」の記主は暗に批判をしているのである。

又、その3日前の同16日には、「於海橋立（天橋立）池（阿蘇海）。蝦（がま、えび）蛇（へび）合戦。牙決雄雌。又蝦蟇（がま。ひきがえるの俗称）食煞（殺）蛇。見者如垣（堵）。賀茂上社同有此事云々」という出来事があった。京都府の北部、丹後半島の東側の付け根に横たわる湾口砂州、日本三景の天橋立の内海である阿蘇海（汽水湖）に於いて、「蝦蛇合戦」があったとするのである。蝦はエビであるが、海中を遊泳する小型のエビを指すこともある。但し、この場合はエビではなく、ヒキガエルのことであろう。通常であれば、ヒキガエルは蛇に依って捕食されることが多いが、今回はその逆であった。同様の出来事は都に在る上賀茂神社に於いても起こっていたのである。必ずしも、強い者が常に勝つ訳でもないことを示唆した出来事として掲載されたのであろう。政権の交代、平家政権の終焉を予兆した自然現象として、「百練抄」の記主は当該記事を態々記載したのかもしれない。

辻風発生に際しても、長明は「方丈記」中に於いて、「さるべき（然るべき）、もの（神仏、怨霊、災異といった不可思議な霊力を持つ存在や現象）の論し（啓示）」であるとした対災異認識を示した。その出来事が意味する（予兆する）事象に対する畏怖心が、こうした形で表出したものであると見られるのである。

「百練抄 第八」に依れば、この年の6月2日、「行幸攝津國福原。法皇（後白河法皇）新院（高倉天皇）同以臨幸。貴賤上下出平安舊城。赴攝州新都。今日著御寺江頓宮。翌日乘御船。著御福原。世專號之遷都。入道大相國申行之」とし、事実上の福原京遷都が実行に移された。鴨長明は「方丈記」の中で、「世の人、安からず（不安に）愁へ合へる（共に嘆き合う）、実（まこと）に、理（ことわり。道理）にも過ぎたり（常軌を逸している）」と、当時の人々の嘆きを描写し、無用の遷都も又、災異として認識をしているのである。

「百練抄 第八」同年7月19日条では「有大流星。其光如炬火（きよか、こか。かがり火、松明）」とあり、流星出現記事が現われる。流星の出現は、少なく共、東アジア世界に在っては凶兆として見做されて来た。当該記事を受ける形で、同29日

条では「新院御不豫」として、高倉上皇の疾病記事が現われ、5月以降「炎旱涉旬。天災競發歟。所所水皆絶」として、この夏の高温少雨状態の出現を記録するのである。かがり火の如き明るさを持った大流星出現とは、正に当夏に於ける高温と水不足と言った天災の凶兆であったのである。もう一つは、同9月3日条に記された、「伊豆國流人源頼朝虜領當國隣國。謀反之由風聞」の凶兆とも位置付けられる点である。流星出現や、その流れて行った方角に関わる記載は無いものの、この2つの出来事とは、京都に於ける辻風の発生、福原京遷都と、打ち捨てられた京都の荒廃（「方丈記」に言う「古京は既に荒れて」）という時系列の中で考慮をする必要があるであろう。

ところで、平安時代は、総体的に北半球では平均気温が高かったとされており、平安海進期（ロットネスト海進期）に当たる。それ故、海面温度も上昇し、低気圧や台風も、強力な勢力に迄、発達し易い環境であったことが推測されるのである。垂直方向に成長する積乱雲（Cb）も又、巨大に発達していた可能性に就いても想定されるかもしれない。積乱雲は、上空の冷たい空気層と、地上付近にある暖かく湿った空気層に依る対流、所謂、大気の不安定な状態で発生、発達し易くなる。積乱雲下部に於いては、強雨、落雷、降雹、突風、竜巻等の現象が突然の様に出現することがある。

建築に於ける事例に、そうした当該期の高温状態を遣り過す為の知恵が見られる。現在の京都御所清涼殿は江戸時代の幕末期に再建されたものの、内部は復古調であり、基本的に床は白木の板敷きとなっている。天皇が座ったり、就寝したりする部分にのみ、上畳と呼ばれる厚手の畳を数枚敷いて過ごしたのである。寝殿造建築では、塗籠（ぬりごめ）等の、建物中央部に設定された区画は別として、それ以外の空間では、所謂「部屋」空間が無く、必要に応じて御簾、屏風、几帳（きちょう）等の仕切り具を使いながら、適宜、空間を間仕切り、部屋の様にして使用していたのである。これなども、建築技術の未発達というよりも、寧ろ、夏季の暑熱を如何にして遣り過すか、といった命題に基づいた建築思想からであろう。

日本建築に於いて、現在の様な、規格化された一定の広さを持ち、密閉された空間である「部屋」

が出現するのは、室町中期頃に登場した書院造建築で、所謂、「和室」が出現して以降のことであった。現京都御所清涼殿の如き寝殿造建築では、建物自体が、開放的であり、風通し良く、夏向きに造られているという点に於いては、その反面、十分な暖房器具も無い状態での、冬の生活の辛さや、不便さが想像される。

吉田(卜部)兼好に依る随筆である、「徒然草」に於いても、「家の作やうは、夏をむねとすべし。冬はいかなる所も住まる。暑き比悪き住まぬ、堪へがたきことなり。深き水は涼しげなし。浅くて流れたる、遙かに涼し。細かなる物を見るに、遣戸は葺の間よりも明し。天上の高きは、冬寒く、ともし火暗し。造作は、用なき所を造りたる、見るもおもしろく、よろづの用にも立ちてよしとぞ、人の定めあひ侍し」(第五十五段)<sup>(10)</sup>と記された様に、14世紀初頭当時の日本建築に於いてさえ、夏の暑熱を如何に上手に遣り過すことが重要なポイントとして存在していたことを窺うことができるのである。「徒然草」は、文保3年・元応元年(1319)～元徳2年(1330)～元弘元年(1331)の時期に成立したとされるが、既に、中世も中盤に差し掛かった時期に於いてさえ、夏季の衛生的、健康的、そして、安全な過ごし方が、当時の人々に依る重要な関心事であったことを窺う事が出来る。現京都御所中央部にも、夏季専用御殿の「御涼所」が設けられたのである。これらのことには、京都という半盆地地形ならではの気候条件も又、大きく影響を及ぼしていたのである。

日本に於いては、旧暦の端午節以降、立秋に至る迄の間に於いては、取り分け、都市部を中心とした、不衛生な環境、安全な上水の確保、飢饉等に依る栄養状態の悪化等の要因に依り、度々疫病の発生を見、暑熱に依って、辛い生活を余儀無くされていたのである。特に、平安海進(ロットネスト海進)の存在にも見られる様に、平安時代に於ける高温状態は、そうした夏季に於ける生活環境の悪化に、一層の拍車をかけていたものと類推される。<sup>(11)</sup>「方丈記」に「辻風は常に吹くもの」とあって、こうした旋風が頻発していたのである。それは、こうした高温状態が齎した、災異の1つでもあったのである。

尚、「方丈記」では、この辻風に対して、「地獄

の業(ごふ。報い)の風(地獄に吹き荒れる暴風。業風)」とか、「さるべき、ものの論し」と言った表現法を用いている。これは、元々社家出身であった鴨長明に依る対宗教観の表出であった可能性もあるが、当時一般にその様なもの見方が存在していたことも考えられる。その根源には、貴賤を問わず、現世に於いては救済されることが無いとした、末法思想に裏打ちされた形での浄土思想(浄土教)の拡散、及び、極楽浄土への往生を願う風潮の拡大、又、武士出身の平氏政権に対する嫌悪感、政治的な閉塞感(王朝の終焉観)、(自然)災害の多発等、この時の社会情勢が大きく反映されていたことが想定されるのである。

取り分け、後者の表現法に在っては、古来、様々な自然現象を捉えて、それが意味すること、即ち、それらが将来的に発生する何らかの事象の予兆(吉兆、凶兆)であるのか、否かの判断を行なうことは東アジア世界に於いては、広く行なわれていたことである。安良岡康作氏に依れば、「論し」の語自体には、前兆と言う語義は無いとするが、その「論し」の内容を人間が理解しなかったり、態と無視したりした場合には、その後更に良からぬ現象(災異)が人に降り懸かるかもしれないとした認識は、共通して持っていたことが考えられる。それ故、長明は本項の文末では「疑ひ侍りし(思い感った)」と締め括ったのである。

#### 4：自然災害の多発と濁悪(ぢよくあく)の世

養和年間、治承5年(1181)7月14日に改元され、翌年5月27日に寿永と改元される間の、僅か10か月の期間であった。「百練抄第九」に依れば、寿永改元の理由も又、「依飢饉兵革病事三合也」とある如く、飢饉、戦乱、疫病発生に伴う「災異改元」であった。

「方丈記」に依れば、この頃、大規模な飢饉が発生し、世の中の疲弊して行く様子(「日を経つつ窮まりゆく様)が描写されている。その原因は、「二年が間、世の中飢渴(きかつ。飢饉と旱魃)して、あさましき事(度を越していること)侍りき。或は、春・夏、日照り、或は、秋・(冬)、大風(たいふう)・洪水など、よからぬ事(凶事)どもうち続き、五穀(全ての穀物)ことごとく成らず」であった。旱害と水災害とに依り、2年分の穀物

収穫がほぼ無かったのである。更には、「疫癘（えきれい。伝染病）うち添ひて（付加されて）、まさ様（ごま）に（増加する一方である様子）、跡かたなし（以前の平穏な状態は跡形も無い）。世の人、皆けいしぬれば（伝染病が感染してしまったので）、日を経つつ窮まりゆく様（身動きが取れない状態になって行く様子）、少水の魚（死期が迫っている状態）の譬（たとへ。例え）に叶へり」とあって、栄養不足、衛生状態の悪化から、伝染病（具体的な症例、病名等は不明）が流行するに至ったのである。後述する様に、平清盛も発熱性の疾患に依り死亡していることから、この時流行したのは黄熱病、マラリア、チフス等の感染症であったものと推測される。前述した如く、それは、この時の平均気温の高さにも依ったのであろう。

「百練抄 第九」治承5年・養和元年6月条では、「近日。天下飢饉。餓死者不知其數」と記され、翌年正月条では「近日。嬰兒弃道路。死骸滿街衢。夜々強盜。所々放火。稱諸院藏人之輩。多以餓死。其以下不知數。飢饉超前代」とあることに依り、疫病発生記事の無いことを除き、「方丈記」の記述内容とほぼ合致するのである。「百練抄」に於ける「近日」とする表現法には、時間的にかなりの幅があるものと考えられ、穀物類、特に水稻の不作状態は治承4年の夏頃より始まっていたのであろう。恐らく、春先の早に依り、冬小麦の収穫も養和元年には殆んどできていなかったものと考えられ、飢餓状態が一気に全国へと波及して行ったものと推測される。その結果、育てられなくなった嬰兒の遺棄、強盜、放火と言った犯罪が増加し、諸院の蔵人の様な官人ですら餓死してしまう程の大きな被害に繋がったのであろう。

こうした社会不安の出現や治安の悪化〔洛中不静〕認識（「百練抄 第九」治承5年正月条）は、「東國逆亂」、「謀反」、「關東反逆」の「聞（きこえ。噂）」の拡散とも相俟（ま）って、「近日天變甚多」（「百練抄 第九」養和2年・寿永元年3月条）とする対災異認識を形成するに至ったものと考えられる。「百練抄 第八」治承4年10月7日条では、「亥刻（22:00前後）有流星變。出紀伊國山方。入福原東北山。大如大土器。渡北斗中舎。輝二許丈。入山之後。其光不消及一町。本朝無此變。若可謂天裂歟」とし、紀伊国→福原京にかけての、ほぼ南北方向での流星の出現が確認されている。抑々、

流星の出現自体が凶兆である上に、消え去った方角が福原京の東北方向、つまり、都の鬼門を犯したことは、大凶兆として見做されたことであろう。「本朝無此變」とか「天裂」と言った描写よりは、「東國逆亂」が「天平（729～749年）之例」や「承平（931～938年）之例」をも動員せざるを得ない程の国家的危機を招いているという対災異認識を形成させるには、十分過ぎるものであったであろう。

更に、同記の養和元年6月25日条に見える「客星（かくせい。彗星、新星）見北極」の天文現象の異常は、正に「天下飢饉」の大凶兆として見做された現象であろう。中国古代天文学に於ける三垣（さんえん）の中垣に当たる紫微垣（しびえん）は、北極星を中心とした天帝の居所であり、その領域への客星侵入とは、凶事出来の前兆であった。

又、「雷鳴」が殊更に記録として残されていたのも〔同養和2年正月2日条。未時（14:00前後）〕、その大音声、大発光現象のメカニズムが理解されてはいない中に在って、前後に起きる事象との関連性、天よりの警鐘として位置付ける目的に於いて、敢えて記録されていた可能性がある。発雷自体は、実際にそれが建築物、枯草等に落雷し、火災等の被害が発生すれば、それは自然災害の範疇に入るであろうが、単に発雷し、関係の無い場所に落雷しただけでは自然災害であるとは言えないのかもしれない。但し、こうした見方は聊か現在の視角であって、当時としては、必ずしもそうではなかったことが想定されるのである。発雷、落雷自体の原理が理解されていなかった当時の社会に在って、それは音声と発光の両面より警告された、畏怖すべき存在であった。近世の日本にあっても尚、大名迄もがそれを特に恐れ、特別な設計を持った建物や部屋（地震雷の間）を設けたことより、<sup>(12)</sup>日本に於いても発雷、落雷は自ら（の治世）に対する天に依る怒り（警告）の表現であると見做されていた可能性が大きいのである。

「方丈記」の後続の文では、こうした自然災害の発生に際して、朝廷や民衆が如何なる対応を行ったのかが記される。それは、①「国々の民、或は地（耕作地）を捨てて、境（国境）を出で（出疆。しゅっきょう）、或は、家を忘れて（忘家。ぼうか）、山に棲む（棲山。せいざん）」、②「さまごまの御

祈り（朝廷に依って執行される祈禱）始まりて、なべてならぬ（並々ではない）法（修法）ども行はる、③「さまざまの財物かたはしより（かたっぱしに）捨つるが如くすれ」等であった。①は所謂「環境難民」の発生であり、民衆に於ける災害対処法である。日本に於いては、古来、日本を捨てて船舶を使用し、海外へ新天地を求めて集団で移住すると言った事象は余り見られないが、韓半島では、取り分け、旱害、飢饉発生に際して、域外（日本、中国をも含む）へ逃避することが行なわれていたことが記録されている。<sup>(13)</sup>①では、逃避するとは言いながら、最大でも日本国内に於ける国外退避に止まっていることから見て、最終的な移住と言うよりも寧ろ、一時的な避難であった可能性があろう。災害が終息した後は、又、元の居住地へと戻っていたことも想定される。

②は、朝廷が主催した祈禱であるが、神仏を動員し、修法を行なって迄も、全く効き目が無かったとする。「さまざまの」とあることよりも、この飢饉の甚だしさが窺われるのである。「さまざまの」が指し示す内容に関しては、「百練抄 第九 治承5年・養和元年2月6（7）日条に於いて、「神社佛寺諸家。及五畿七道諸國。顯不動明王像。寫尊勝陀羅尼。可供養之由（被）宣下」とあり、安徳天皇の宣旨に依り、諸国、諸社寺に対して不動明王像を厳然と安置し、密教の經典である尊勝陀羅尼經の写經をも命じたのである。大日如來の化身である不動明王は、大火災を背負ったその像容よりも、様々な障害や煩惱を焼却し、全ての悪魔や敵対勢力を降伏して行者を守護し、その菩提を成就させるものである。9世紀初頭以降、密教と共に厚い信仰を得た。

ここで不動明王像を敢えて取り上げたことに就いては、高野山南院所蔵の立像に代表される浪切不動型不動明王像に拘わりを持った形での、空海の入唐に纏わる伝承を想起するのである。その像は剣をかざす立像であって、波を斬る様な像容であることよりその名がある。空海が唐より帰朝する際の船中に於いて、不動明王像を刻み祈願をした処、忽ちの内に荒れた海が鎮まり、遣唐使船は無事に筑紫の湊へ帰港することができた、とする伝承が当像の根拠とされ、それ以降、この不動明王を浪切不動と呼んだとするものである。不動明王信仰自体は、平安時代末期以降に於いて盛んと

なるが、それらが日本の沿岸部地域を中心として、その多くが設置されて行ったことの意義に就いても着目をするべきであろう。つまり、水中世界とも大きな関わり合いを持ったのが不動明王（像）なのである。旱害と水災害という今次の自然災害を鎮めるには相応しい存在であると見られていたことが想定されるのである。

又、尊勝陀羅尼は、これを書写すれば、罪障消滅や除災、長寿快樂を得ることが出来、自他を極樂往生させると言った功德があるものと信仰されたのである。

ここでは、「供養」をするべき対象が曖昧であるが、それらが不動明王像であっても尊勝陀羅尼經にしても、或は、餓死者であったとしても、既にここには奈良時代の如く、災異に対峙する主体者としての王権の姿は全く見られないのである。中国由来の儒教的災異思想の反映、即ち、天子が自らの徳の修正を行なうことに依って、災異を処理するとした考え方である。それは、「咎徴（きゅうちょう）」の語が示す如く、それ自体が中国古代に於ける書經の一編、「洪範篇 九疇」の1つ、「庶徴」に由来する思想であった。

「近日天變甚多」の発生原因に関する記載は「方丈記」にも見られないが、「濁悪（ぢよくあく）の世にしも生れ合ひて（五濁十悪の末世に偶々生まれて）、かかる、心憂きわざ（情けない行為）をなん見侍りし」と記す様に、仏説に基づく遣る瀬無さが表出している点が特徴的ではある。無論、その根底には末法の世到来に対する不安感が存在していたものと考えられるが、こうした災異は起こるべくして起きるものであり、自分は（運悪く）偶々この時期の日本に生まれ出たに過ぎないとした思想である。五濁は、悪世になると現われる5つの良くない現象のことであり、劫濁（こうじよく）、見濁（けんじよく）、煩惱濁（ぼんのうじよく）、衆生濁（しゅじょうじよく）、命濁（みょうじよく）を言う。十悪とは、十善に対応したもので、人間が持つ10個の罪惡〔殺生、偷盜（ちゅうとう）、邪淫（じゃいん）、妄語、綺語（きご）、兩舌、惡口（あつく）、貪欲、瞋恚（しんい）、邪見〕の総称である。十悪の方は、中国由来で、日本に於いて令制でも規定された、夫の離婚専権を構成した7つの事由（七出、七去と総称される。無子、姦淫、不孝、口舌、盜竊、嫉妬、悪疾の7つ）と

も重なる部分がある。

祈禱自体は飢饉を解消する物理的な手法であるとは言えないが、当時は、神仏に縋(すが)ることも又、物理的な災害対処法であると、未だ一般には見られていた可能性がある。しかしながら、鴨長明に依る所感に記されてはいないものの、彼はそうした手法には冷ややかであった可能性が「さらに、そのしるしなし」とした一節より、汲み取ることが可能であろう。飢饉等の災害発生に際して、朝廷が採用して来た物理的な人民救済法としては「賑給(しんごう)」、「賑恤(しんじゅつ)」「高齢者、困窮者、病人、被災者、「鰥寡孤独」(かんかこどく。身寄りの無い人々)等へ穀類、布、綿、塩、銭等を支給した制度]があったが、支給基準も曖昧であり、それに正倉等の備蓄穀類が当てられた為、不正、恣意も少なからず行なわれた。

平安時代に入ると京中賑給として京、畿内にその対象実施地域が限定され、900年代以降になると、毎年5月に京中の飢餓民へ対して塩や米を支給する年中行事と化して行った。「方丈記」に見える養和の飢饉時にはその実施が確認できないのである。朝廷自体には、既にこうした危機に対応すべき意志も管理能力も無くなっていたものと考えられる。(14)

㊦の行為は、食糧を調達する為の交換である。ここでは、需要と供給のバランス、市場原理を示す表現も見られるのである。後続の文では、「たまたま換ふる(物々交換する)者は、金(こがね)を軽(かる)くし、粟を重くす」とし、穀物類に対する金銀比価の低下を示すのである。未だ、普遍的価値を持った貨幣の流通が、京中やその周辺部に限られ、必ずしも全国規模で行なわれていたとは言いがたい社会に在って、個々の市場(いちば)に於ける商品需給の実態が、金銀価格を決定していたと言っても良いのかもしれない。或いは、飢饉発生に際した穀物類の買い占めや、高額での販売と言った行為も起きていた可能性はあろう。実際、賑給も900年代以前には銭での支給もなされたが、飢饉の場合には却って物価の高騰を招いた為、中止された経緯もある。

さて、ここでは、自然災害に対する京の都(都市部)の脆弱さを自ら認識をしている部分がある。それは、「京の習ひ(生活習慣)、何わざ(職業)につけても、源(原材料)は田舎をこそ頼める(供

給源としてあてにする)に(のに)、絶えて(全然)、上(のぼ)る物(地方より都へ運送されて来る物品)なければ、さのみ(その様にばかり)やは(反語用法)、操(みさを。)も作り(平常を装う)あへ(成し遂げる)ん」とした箇所である。これは、現在の都市生活に於いても共通して言えることではあるが、800年経った現在でも尚、その課題は解決していない様にすら見受けられる。即ち、都とは、資財、取り分け、原材料の生産地ではないのである。地方より齎される原材料や、半製品の供給を受けて、初めて商品生産、流通、消費者への供給が可能となるという特性を持っているのである。従って、地方よりの物資供給が途絶えてしまえば、途端に都市生活は成立し得ないことを、鴨長明も認識していたのである。

そして、当該項では、鴨長明に依る否定的表現法が多用されていることが特筆されるのである。それらは、「あさましき事(言語に絶すること)」、「よからぬ事(凶事)」、「ことごとく成らず[穀物が全滅する]」、「さらに、そのしるしなし(全く効果が無い)」、「辛うじて暮れぬ[(年が)やっと暮れた]」、「跡かたなし(飢饉発生以前の平穏な生活の痕跡は無い)」等であり、これらの表現法には長明自身に依る感情移入は無く、ただ、客観的な状況判断が示された部分であると言って良いであろう。これに対して、「目も当てられぬ事(悲惨な状況で正視できないこと)」、「あやしき事(奇怪なこと。言語道断のこと)」、「心憂(う)きわざ(情けない行為)」、「いとあはれなる事(とても可哀そうなこと)」等と言った表現法は、客観的な事実を基にして、長明の道徳心に立脚した形での感情移入や評価が見られることである。

無論、その根底には「日を経つつ窮まりゆく様」と言う現実世界の進行に対する遣る瀬無さが存在しているのである。それら「飢餓死ぬる者の類(たぐひ)、数も知らず。取り捨つるわざ(方法)も知らねば、臭き香(か)、世界(京中)に満ち満ちて、変りゆくかたち・有様(死体の容貌と状態)、目も当てられぬ(悲惨で正視することが出来ない)事多かり」、「すべき方なき者(何とも為すべき方法も見出すことが出来ない者)、古寺に至りて、仏を盗み、堂の物の具を破り取りて、割り砕けるなりけり」、「去り難き(離別し難い)妻(め)・夫(をとこ)持ちたる(連れ添う)者は、その思

ひまさりて深き者（相手を大切に思い遣る心のより強い者）、必ず、先立ちて死ぬ、「親ぞ先立ちける（餓死する）」、「母の命尽きたるを知らずして、いとけなき子（幼子）の、なほ、乳（ち）を吸ひつつ臥せるなどもありけり」とした具体的表現法に見られる様に、放置された多くの遺体の現実的变化、背に腹は代えられない人々に依る寺の宝物や資材の盗み行為に対する嫌悪感や非難の表出、その対極にある、夫婦、親子間での永遠の別れに対する同情や哀れみの感情の表出と言う様に、自分1人の力では最早、如何ともしがたい現実の悲惨極まる情景を目の前にしながらも、項末では「目（ま）の当たり（現実）、めづらかなりし事（思いも寄らないひどい状況）なり」として、その一方では、死が非常に身近な存在であった当時の日本社会を冷ややかに見つめていたのであった。

更に、「方丈記」では、この項の文末に於いて、「崇徳院の御位の時、長承（1132～1135年）のころとか、かかる例（ためし）ありけりと聞けど、その世の有様は知らず」として、この時の飢饉の様相が崇徳天皇治世に発生していた飢饉と似ているとしているが、それが長明の出生以前であった為、良くは分からないとしている。これが単なる偶然であったのか、或は、当時、こうした災異の発生を崇徳天皇に依る怨念と結び付ける考え方があったのかは判然とはしないが、崇徳院（讃岐院）の薨去は長明が9歳の頃であったことより、巷間の噂としても、崇徳院に関わる話しは、少なく共、都には伝わっていた筈であり、長明もそれに対しては、言い知れぬ恐怖心を感じていた可能性は排除することができない。

もう1つ、「百練抄 第九」治承5年・養和元年閏2月4日条に於いて、平清盛死去の記事を掲載しているが、そこでは「入道太政大臣清盛公。法名浄（静）海。天下走騒。日來有所惱。身熱如火。世以爲燒東大興福之現報」とし、「現報（げんぼう。果報）」という、仏説に基づく考え方を示している点に着目をするべきであろう。現報とは、三報（現報・順現報、生報・順生報、後報・順後報）の1つであり、現世に於いて行なった行為に対し、現世でその報をうけることを言う。清盛が治承4年12月28日に、子の平重衡を派遣して行なった「追討南都」（「百練抄 第八」同日条）に際して焼き払われた東大寺や興福寺、そこで犠牲とな

っていた人々（「斬首者二百世餘人」）に依る怨嗟が、清盛の身に火の如き灼熱地獄となって報復したとする考え方である。

南都衆徒が平家に依って朝威に背くと見做され、南都焼き討ちに至った時点こそが、末法の世の終焉を示す「佛法之滅亡」（同記同日条）であるとする「災」観が成立した瞬間であった。これが「近日。天下飢饉」、「近日天變甚多」と言う実際の災異発生認識、又、災害観形成に対して、少なからざる影響を与えていた可能性に就いても考慮をする必要があるであろう。

この項では、当時の一般的な日本人として在った鴨長明が持っていた仏教観が、色濃く反映されていたものと見られるのである。

## 5：元暦の大地震と更新思想

鴨長明が災厄の最後として記述したのが地震であった。この項は、4段構成となっていて、最初の1段目では、総体的なこの地震発生に関わる様相に就いて述べている。つまり、これらは長明が現認した内容ではない可能性が大きいのである。しかも、伝聞記事ですらない。一般的な事象を挙げて、当該地震の凄まじさを脚色しようとしていた意図を感じるのである。そこでは、この大地震（おほなみ）に依り、「山は崩れて、河を埋（うづみ）」（山体崩壊や崖崩れ等に依る河道閉塞の発生）、「海は傾（かたぶ）きて、陸地（くがち）を浸せり」（津波の発生）、「土裂けて、水湧き出で」（地盤の液状化現象の発生）、「巖（いはほ）割れて、谷に転（まる）び入る」（崖崩れの発生）、「渚漕ぐ船は、波に漂ひ」（津波に依る船舶の流出）等と記されており、どの様にしても、京中に居た筈の長明が現認出来そうも無い内容が含まれているのである。

抑々、この地震は、「百練抄 第十」に記載のある、元暦2年・文治元年（1185）7月9日午時（正午前後）発生のもと考えられる。そこでは、時系列的に「七月九日庚寅。午時大地震。其聲如雷。①震動之間。已送時刻。其後連々不絶。宮城瓦垣并京中民屋。或破損。或顛倒。一所而不全。就中大内日花門。閑院西邊廊顛倒。法勝寺阿弥陀堂顛倒。九重塔顛倒。三面築垣皆以頽（たい。崩れる）壤。②南庭儲（もうけ）幄（あく。幄舎、仮屋）爲御所。③自今日三ヶ日。囀三口僧。於御



殿有大般若御讀經。依此御祈也。」「八月四日甲寅。  
 ④北野祭被付社家。地震穢（わい、あい、え。けがれ、けがれる）氣（えき、えげ）之間。諸司不供奉也。」「七日丁巳。⑤釋奠（せきてん、しゃくてん、さくてん。儒教に於ける祖師である孔子等を祀る祭祀。孔子祭）延引。依世間穢也。自去月九日連日地震。于今不絶。」「十三日癸亥。⑥被立九社奉幣使。依地震御祈也。」、そして、「十四日甲子。⑦有改元。依地震也」等と記述され、地震発生から災異改元に至る一連の時系列的な流れが記される。

『理科年表 平成30年 第91冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」では、この時の本震は東経135.8度、北緯35.0度を震央（現在の兵庫県丹波篠山市今田町付近）としたマグニチュード≒7.4の規模であったとしている。「百練抄 第十」に依れば、京中における被害は、垣や瓦の損傷、民屋の破損や転倒等であり、（事実とは別に）人的な被害に関しては記述が無い。ただ、中央部分に心柱（しんぼしら）があり、比較的地震に強いとされる塔（法勝寺九重塔）が倒壊していたことには、注目をすべきであるのかもしれない。同じ震度であっても、地盤地下の特性、構造や、来歴（その場所の過去の様相）、建物の構造、建物と地震波がやって来る方向との角度等の条件に依り、被害状況は異なるものと考えられる。総体的に見て、寺社建築は上部構造が重厚であり、重く、重心が高い位置にあること、それに比して、そうした重厚な上部構造を支持すべき建物基礎部分の強度がそれに対応しているとも言えないことから、地震に対しては、一般の民屋よりは脆弱であろう。『理科年表 平成30年 第91冊』所収の「気象庁震度階級関連解説表（2009）」に依れば、当時に於ける、木造建築物の低い耐震性を考慮して見ても、<sup>(15)</sup> 京中に於いては震度5弱～5強程度であったものと推測される。震央より東側へ約55キロメートル程度離れていた京中に限定するならば、大被害の発生と迄は言うことの出来得る被害は、実際には起きていなかったものと考えられる。

それでは何故、鴨長明は大袈裟とも言える程の表現法を採用したのであろうか。先ず、第1には、長明が「方丈記」に対して或る程度の読者の存在を意識していたことが考えられる。そうであると

するならば、人の世の矛盾や無常観を演出する上でも、被害の規模は大きい方が、自説を裏付ける上に於いても、より説得力があると考えていたとしても不思議ではない。長明の書いた文より、「世の常なら」ざる情景を、後世の読者がイメージする必要性があったのである。第2としては、表層地盤の特性に依り、同じ京内に於いても被害発生の程度が異なっていた可能性がある。被災直後のことでもあり、瓦礫が散乱している危険な状態の中で、長明が、京内を漏らさずに歩いて視察していたとも考え難く、近辺の比較的甚大な被災状況を以って、全体の被害像を類推していた可能性を全く排除する事も出来ないのである。更には、京の都が大規模に被災した久し振りの大地震であった為、前回の被災時との対照、比較ができていなかったことも考えられる。<sup>(16)</sup>

「方丈記」の次の第2段目の内容は、主として京中に於ける被災の様子であり、実際に長明に依り、被害状況が現認されていたものであった可能性が高い。しかしながら、「百練抄 第十」に記載されていた上記被災状況よりは、やや程度が甚だしい様に、受け止められるのである。「方丈記」に於いて記される、「在々所々、堂舎・塔廟（めう）、一つとして全からず」とした被災状況とは、「気象庁震度階級関連解説表（2009）」に当てはめるならば、凡そ震度6強に該当する揺れである。その理由も又、上で指摘したことに他ならないが、「恐れの中に恐るべかりけるは、ただ、地震なりけりところぞ覚え侍りしか」とした表現法は、この地震を体験した筈の長明が実感した正直な所感であったものと考えられる。この部分こそは、教訓として後世の人々に対して残しておきたい遺言であったのかもしれない。それ故、誇張した表現法を敢えて採用していたものと考えられるのである。

ところで、前出の「百練抄 第十」では、地震に対する音声認識として、それが「雷」に通じるものとして見做していたことが記されていた。地震と雷との関連性は日本だけではなく、東アジア世界に於いて広く見られる対災異認識であった。「其聲如雷」とした音声認識とは、地の変異である地震が、天との調和の乱れ、即ち、陰陽不調和に依って生ずるとした考え方が存在していたことを推測させる。しかしながら、実際の現象として

は、それらが地下に於ける岩盤破壊や、土砂崩れ、建物の崩壊に伴う実際の音声であったことも想定されるのである。それが、同様に自然界で大音声を発する現象である発雷と対照されていたことは、必然の帰結であると言えるのかもしれない。「雷」の発する大音声が大発光現象と共に、とても恐ろしいことの起こる代名詞として使用されることになるのは、倭国・日本に於いても同様である。

こうした地震発生に関わる「地震。聲如雷」表現法であるが、実際に地震と共に発雷があったことを意味した記事ではないことが推定される。飽く迄も、地震と雷一地と天が発する大音声（警告音）、とは、対極にあった自然災害として見做されていたことが、そうした対音声認識形成に大きな影響を与えていたものと推測される。「方丈記」中では、「地の動き、家の破る音、雷（いかづち）に異らず」として、実際の地面の震動音、建築物が破壊される音を「雷」であると表現しており、自然界に於いて、低音で大きな音を発する現象は雷と地震であることから、自然とこの様な表現法がなされる様になっていたものと考えられる。

「百練抄 第十」寿永3年・元暦元年（1184）正月1日条では、「今夜。子刻（0：00前後）已後及遅明（ちめい。明け方）。暴風雷雨。將軍（坂

上田村麻呂）墓鳴動」とし、京都の冬には珍しく、暴風や雷雨があったとする。しかも、その後、平安時代初期の征夷大將軍であった坂上田村麻呂の墓所で鳴動があったとするのである。元日に於ける暴風や雷雨自体は、発達しながら東進して行った低気圧の通過に伴う気象現象であり、事実であったのかもしれないが、果たして「鳴動」の方はどうであろうか。

何かが鳴動、震動し、今後発生するかもしれない事象を警告すると言った記事は、古来、「鹽（塩）庫鳴」（「三国史記一新羅本紀」）、「兵庫震動」（「三代実録」）事例等、朝鮮半島や日本の諸所に於いて見られる現象ではある。<sup>(17)</sup> それらは、概して凶兆である。しかも、今回鳴動が発生したのが平安京遷都を実行した桓武天皇に依って重用され、征夷大將軍として蝦夷征討に功績を遺した軍神の墓所である。その軍神の墓所の鳴動に驚愕した人々は多かったのであろう。恐らくは、平安京に大事（凶事）が出来つつあると、人々に依って見做されていたとしても不思議ではない。それは、「坂東武士」や「西國武士平氏」の対峙に関わる「世間風聞」（同記同8日条）の錯綜とも相俟（ま）って、京の都の人々は末法の世の終焉を実感したのかもしれない。



写真：坂上田村麻呂の墓所〔筆者撮影。京都府京都市山科区勸修寺東栗栖野町10-13に所在する。坂之上田村麻呂公園に隣接している。俗に將軍塚とも呼ばれる。形状は円墳であり、弘仁2年（811）5月23日に死去した田村麻呂は、嵯峨天皇の勅命に依って、この地に甲冑、兵仗、劍、鉾、弓箭等と共に棺に納められ、立ったままの姿勢で都の方角（北西方向）を向き、埋葬されたとする。

「清水寺縁起」に依れば、賢心と田村麻呂との出会いが清水寺の創建に繋がったとしている坂上田村麻呂は、延暦11年（792）以来、陸奥国経営に携わる様になったとされており、同16年征夷大將軍に補任され、同20年には蝦夷征討に功績を上げ、翌年、胆沢城設置の為に陸奥国へ戻り、同22年には志波城を設置する等、王権に依る東北地方太平洋側地域の経略に一定の成果を挙げたとされる〕

さて、この変異事象は、以下に掲げる理由より、この丁度1年後に当たる、翌元暦2年正月1日条の「百練抄 第十」に見える「今夜。戌時（20：00前後）有變異。彗星出現。云々。或蚩尤旗（見東方）。云々」事件に対応していたものと推測をする。しかも、これら2つ共に同じ元日の出来事であったことには、何らかの意味、編集意図が込められていた可能性がある。元暦2年正月1日条の「變異」は、直接的には、同10日条に記載のある「爲追討平氏。檢非違使左衛門尉源義經發向西海了」以下の源平争乱、平氏政権滅亡を予兆した現象として、後になってから認識をされていたことも考えられる。「見東方」と「向西海」とした方角観も対応関係にあり、ここでは日本の東西総体と言う認識で使用されていたものと見られるのである。930年代に発生していた承平・天慶の乱（平将門の乱と藤原純友の乱）以来の国家的危機の出来認識である。

ところで、「蚩尤旗（しゅうき）」とは一体何であろうか。「蚩尤」とは、中国古代神話に現れる神である。「史記 天官書 第五」では、「蚩尤之旗、類（にて）彗而後（うしろ）曲（まがり）、象（に）たり旗。見（あらは）るるときは則王者征伐四方」としており、蚩尤旗を彗星出現に見立て、それは兵革の予兆であると見做しているのである。「百練抄」の記主は、そうした中国の故事にヒントを得て、彗星出現をそれに見立てたのかもしれない。見立てる行為も日本文化の特質であろう。ただ、彗星出現にしる、蚩尤旗出現にしる、それらが凶兆であることに変わりはないのである。

古代中国の地誌である、「山海経（せんがいきょう）」の「大荒北経」<sup>(18)</sup>では、蚩尤は兵器を作って、風伯（かぜのかみ）や雨師（あめのかみ）を招き、「暴風雨を操り」、冀州（きしゅう）の野に於いて黄帝（こうてい）方と戦闘を繰り広げたとしている。黄帝が派遣した日照りの神（応竜）は水を貯えて戦った。そこで、黄帝は天女の娥（はつ。魅）を天下した処、雨が止んで、蚩尤を殺したとする。その「大荒東経」では、南極に住む応竜は蚩尤と夸（こ）父とを殺して天に復歸することが出来なくなったとし、それ故、天下ではしばしば旱が発生したが、その際、応竜の状（かたち）を真似ると、やがて大雨が降り出すとする。「大荒北経」にも、ほぼ同様な話を載せる。

中国の山東半島に在った齊（せい）に於いては、古来、軍神として祀られた存在である。毎年10月に蚩尤の墓と称されるものを祀ると、絳（赤）色の雲気が出現して空にたなびき、人々はそれを「蚩尤旗」と称したとされる。又、その風を蚩尤風、その樂を蚩尤戯と称したとする。蚩尤を山東半島方面に君臨した軍神であるとする見解も存在するのである。<sup>(19)</sup>

それ故、「百練抄 第十」寿永3年・元暦元年（1184）正月1日条に記載された、季節外れの「暴風雷雨」は、蚩尤（旗）出現の前兆現象として記録され、認識をされていたものと見られるのである。蚩尤と「將軍（坂上田村麻呂）」とは、軍神という共通項を持ち、坂上田村麻呂の「墓鳴動」した現象とは、元暦の大地震の発生を警告した一連の流れの起点であると位置付けることも出来得るが、「以伊豫守義仲（木曾義仲）可爲征夷大將軍之由被下宣旨」（同11日条）行為に対する坂上田村麻呂の憤怒であると認識されていた可能性もある。

この自然現象は、物理的には低緯度オーロラ出現の記録であった可能性もある。ただ、「史記」の記述の如く、彗星出現に見立てる用法もあり、蚩尤旗とは、天文現象、気象現象両様の意味用法に於いて、比較的広く運用されていたことが知られるのである。日本では、それを「赤氣（せつき）」と称し、凶兆であると見做した。<sup>(20)</sup>それは赤色の雲気、即ち、赤色がかったオーロラの出現であったものと考えられる。血をイメージさせる色彩感覚、それが蚩尤旗であったのである。

「方丈記」の第4段目では、「四大種（しだいしゅ）の中に、水（すい）・火（くわ）・風（ふう）は常に害をなせど、大地に至りては、異なる変（へん）をなさず」とし、仏説に基づく物質の構成要素である四大（種）（四界）の内、湿性の水大（収集作用）、熱性の火大（成熟作用）、動性の風大（成長作用）は恒常的に被害を齎すが、堅性の地大（保持作用）は異変を起こさないとしている。四大種は古来、インドで行なわれていた考え方ではあるが、仏教に於いてはこれをより厳格に分類したとされる。四大種とは、この自然界に存在している水、火、風、地そのものことではなく、抽象的な観念であって、物質的な現象を要素の観点から湿性、熱性、動性、堅性の四種に分類した考え方

である。

鴨長明の見解に基づくならば、堅さをその基本的性質とし、物質を保持する地大以外の湿性、熱性、動性の性質を持ったものは災害、被害を引き起こすとしている。それでは、地大とは、具体的に一体どの様なものを想定していたのであろうか。それはものの体裁を成しているものであり、堅いのである。即ち、この空間一宇宙、人体である。それが崩壊する時とは、正に、この世の終わりの瞬間であり、死である。末法の世の終焉でもある。

それと共に、これら四大種は陰陽思想同様、「調和」していなければならないのである。これらが不調和の状態となった時には、「四百四病（しひゃくしびょう）」が発症するのである。人間の体も四大種に依って構成されているからである。四大種夫々に101ずつの病気があるとする考え方である。調和が齎す有益性と言う観点では、陰陽説、五行説に基づく思考とも相通じる面があろう。

そして、この項の最後に於いて、「即ち（地震発生の当座は）、人皆、あぢきなき（努力する意味が無い。家屋を再建することの無意味さ）事を陳（の）べて（言って）、いささか、心の濁り（煩惱）も薄らぐ（少なくなる）と見えしかど、月日重なり、年経にし後は、言葉に懸けて（出して）言ひ出づる人だになし（言い出す人さえない）」とし、長明は日本人に依る変化の速さを指摘するのである。良い言い方に変換するならば、何時までも過去の失敗（この場合には自然災害に依る被災であるが）を引きずらずに、前向きに生きて行こうとする人々の逞しい姿である。

ポルトガルの宣教師であったルイス・フロイスの著作「日本史」<sup>(21)</sup>では、天正地震〔天正13年（1585）11月29日に本震発生。『理科年表 平成30年 第91冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」に依れば、震央は東経136.8度、北緯35.6度（岐阜県山県市付近）であったとし、マグニチュードは約7.8と推定している〕発生直後に於ける地域社会の状況に就いて、「この（地震）が続いた間、（および）その後の数日間はこの話で持ちきりで、異教徒たちは、日々目撃することや、遠隔の地の（惨状）を耳にするたびに、言いようもない恐怖に打ちのめされた。だがその後、ごくわずかの月日を経てからは、まるで何事も生じなかったかのように、（地震）

について話したり思い出したりする者はいなくなった」と記している。当該部分は伝聞記事ではなく、フロイス等が体験した上での「実感」である。

つまり、異教徒たち（日本人のこと）は震災に対して、日本に居住する限り、避けては通ることの出来ない、止むを得ない自然災害である、という認識を持っているとしているのである。当該部分は勿論、外国人としての宣教師達の認識ではあるものの、そこには、当時に於ける日本人一般に依る、自然災害に対する感覚が強く反映されていたと考えられるのである。一般の日本人が、容易に災害から立ち直っていたこと自体が、宣教師達にとっては頗る不思議なことであったのかもしれないが、寧ろ、そうしなければ、ここで生活を営むこと自体が不可能であったことも又、看過できない現実でもあったのであろう。災害よりの立ち直りの早さとは、日本に於ける災害対処文化論を追究する上での大きな特質でもあったのである。それは、「無常観」や、「厭世観」の形成を背景とした、「立ち直りの早さ」であったと言っても良いのかもしれない。

日本人は、古来、昔のことに對しては、それが良いことでも、悪いことであっても、直ぐに忘れる（ことが出来る）と評価されることもある。言い方を変えるならば、常に未来志向である、ということも言い得るのかもしれないが、最近では、それが日本人の歴史観そのものであるかの如き論調も為されてはいる。そうした、取り分け、東アジア等、海外よりの指摘に就いては、それが全く的外れなものであると一蹴することも出来ない。事実、日本語運用の中では、「江戸いろはかるた」の中に、「喉元過ぎれば、熱さを忘れる」と言う格言も存在している様に、自らが受けた苦痛（或いは、他人へ与えた苦痛）も一時的なものであって、そうした苦難も長続きすることは無く、それを何時迄もくよくよとすること無く、良いことも又、何時かは巡って来るとした、見方に依っては、甚だ無責任であり、楽観的にも捉えられる、こうした日本人の多くが持ち合わせている感覚とは、本稿に於ける検証作業に依って、その根源が、過去に於いて、度々被って来た自然災害、疾病の記憶、度重なる被災経験より齎されていた、ということも言い得る、とした結論を得ることが出来たのである。<sup>(22)</sup>

尚、先の「百練抄 第十」に記載のあった、元暦2年・文治元年（1185）7月9日～同8月14日条の記事では、当時、大きな地震発生に際して採用すべき幾つかの行動特質が確認される。それは、①～⑦に渡る、一連の時系列的な流れでもある。先ず、①「震動之間。已送時刻。其後連々不絶」とし、地震に依る震動時間の時間的な長さ、余震の多さを記録している。「已送時刻」と言う表現法よりは、実際の震動継続時間の長さと言うよりも、それによる時間感覚の停止、恐怖心とが表出されたことが窺える。これ以下の文では、実際に発生した内裏や、民屋、寺に於ける被害状況を記す。ただ、神社に関わる被災状況が記録されていないのは、④に於いて後述する様に、この地震発生が意味した「神崇」観がその根底に在ったからであろうか。敢えて、神社（の被害）から目を逸（そ）らした可能性もあろう。

②「南庭儲（もうけ）幄（あく。幄舎、仮屋）爲御所」として、宮廷内の南庭（なんてい、だんてい。紫宸殿の前庭）に仮設の御所を建設したとする記事である。「幄」とは、四方に立てた柱に棟、檐（のき）を渡して骨格を作り、四方を覆う様にその上に被せた幕のことである。テント状となっている仮設の小屋であり、朝廷の儀典や神事等の際に、参列者を収容する為に、庭へ臨時に設置されたのである。恐らくは、①にも記される様に、この地震では余震と推測される揺れが多く発生していた為に、上部構造が厚重である御所内に留まるのは、建物自体の崩壊の危険性が高いものと判断されていた為であろう。<sup>(23)</sup>

③「自今日三ケ日。囉三口僧。於御殿有大般若御讀經。依此御祈也」とあり、3日間に渡る仏教方式での「御祈」が実行された。内裏内の御殿に於いて、大般若經の讀經が行なわれたのである。「御」とあるのは、⑥同様に、この祈りの主体者、指示者が天皇であったからである。大般若經とは、「大般若波羅蜜多（だいはんにゃはらみった）經」を省略した用法であり、全600巻よりなる。大乘仏教初期の經典であり、唐の玄奘三蔵が顕慶5年（660）元日より開始し、約4年の歳月をかけて翻訳したとされる。「空」の思考を説き、大乘仏教に於ける基礎的な教義を記した般若經典類を集大成したものであった。又、「般若」（真実の智慧）を明らかにしたものであり、「大般若經」

の中では、それ自体を書写したり、読誦、思索したりすることに依る諸々の功徳が説かれていて、鎮護国家や除災招福に資する有益性が認められていたのである。

「續日本紀 卷三 文武天皇」大宝3年（703）3月辛未（10日）条には、「詔四大寺讀大般若經。度スル（官府より得度を認める度牒を与える）一一人」<sup>(24)</sup>と記述されており、文献史料上では日本で初めて、「大般若經」の讀經（經典の全ての語を読む真讀ではなく、実際には經典の題名や、初・中・終の數行を読み、經巻を転回して全体を読んだことに見做す読み方である転讀か）が指示され、実行されていたものと考えられる。その為、四大寺（大安寺、薬師寺、元興寺、弘福寺）の僧侶の増員が図られたのである。これ以降、日本では宗派と関わりなく大般若會が実施され、国家的な大事、都に関わる大事（凶事）出来の際には、勅命に基づき「大般若經」転讀が行なわれて行く様になるのである。

こうした仏教由来の法会の方が、時間的に、⑥に見られる九社への奉幣使発遣に先立って実行に移されていた処が平安時代的な現象でもある。本来であるならば、かつて「日本書紀」中に於いて記された「蕃神（トナリクニノカミ）」（釈迦）と「國神（クニツカミ）」（日本の在来の神々）との対立の構図から見れば、理論的整合性が取れず、あり得ない話ではある。そこは神仏習合が一般化、深化、理論化していた平安末期、鎌倉初期段階に於ける、仏教信仰と神祇信仰との融合、調和、仏教主体・神祇客体感覚よりすれば、疑う余地のない至極当然のことであったのかもしれない。

④「北野祭被付社家。地震穢氣（えき、えげ。不浄の出現）之間。諸司不供奉也」とあり、北野天満宮における例祭（毎年8月4日）の執行に際して、今回は社家のみで行い、朝廷に依る関与が無しとされたのである。北野社の例（大）祭は、当社創建の翌年から既に開始されたと言い、永延元年（987）には一條天皇が勅使を發遣したことから、王権が関与をする、北野社としては重要性のある祭儀となっていたのである。今回の「諸司不供奉」の直接的な原因は地震発生に依るものであったが、その口実とされた「地震穢氣」とは、一体、如何なる思想であろうか。

抑々、「穢（けがれ）」とは、人間の生活全般に

及ぶ全ての不浄(な状態)を指し示すが、穢悪、汚穢等とも表記され、罪や災いと密接な関係性の中に在るとされる。古代社会に於いては、穢と罪との明確な形での区別が存在せず、罪も穢に包含されていたのであった。「罪穢(つみけがれ)」として熟語運用されて来たのはその証左であろう。又、仏説の拡散も又、不浄概念の形成に対して影響を与えていたものと推測される。穢には、妊娠、出産、傷胎(流産)、月経、死一血に関わるもの、等の人体に関わるものがあり、その他にも、食物[菹(にら)、葱(ねぎ)、蒜(にんにく)、薤(らっきょう)、薑(はじかみ)等]、行為(失火、殺人、改葬等)、家畜(獣産、獣傷胎、獣死登)に関したのもあった。人や家畜と言った動物に生じた穢の場合には、血に関わる異常な生理現象を理解不能な危険を齎すものとして対象化したものである。触穢(しょくえ。穢と関わること)は忌避しなければならぬ事態ではあったが、どうしても避けられなかった場合には、禊祓(みそぎはらえ)を実行したり、穢の元凶を隔離したりして、不浄な状態を忌避したのである。

取り分け、死穢(しえ)には伝染するとした思想があり、それを忌避する俗信行事も行なわれた。面識のある死者と同齢であれば、年違(耳塞餅)を行なう必要があったのである。ただ、そうした穢れ観も室町中期頃にはかなり希薄になっていたらしい。(25) 一般的には、「ハレ(晴れ。祭礼、年中行事等の非日常の場)」、「ケ(喪。日常的な生活の場)」、そして、「ケガレ(穢。不浄な場)」の概念の対応関係にあるとされる。

それでは、「地震穢氣」とは、どの様な穢れ観なのであろうか。可能性として想定されるものとして、1つには、何らかの理由に依り、地祇の怒りに触れたとするもの、2つ目には、地盤が揺れること自体が穢れに繋がるとするもの、3つ目には、地震に依り発生していた死傷者の血に依る穢れが考えられる。権大納言藤原(吉田)経房の私日記である「吉記」(26) 同日条に依れば、当該地震に於いては「被打斃死去者多(中略)於今度地震者無不遇殃(わざわい)之人、待向後之變異當時悲□如之哉、去月廿日以後已以連々、今日大動以外□(ハ无)數十度、萬人消魂者也、(中略)院依有穢氣、自新熊野出御六條殿云々」としていて、伝聞記事ではあるものの、死者の発生が推定

されているのである。都に於いて、地震に依る血の穢れが発生したとする認識である。

「延喜式 卷三 神祇三 臨時祭条(27)に於いては、「凡觸穢惡事應忌者。人死限卅日。自葬日始計。産七日。六畜氏五日。産三日。鶏非忌限。其喫穴三日。此官尋常忌之。但當祭時。餘司皆忌」とし、人の死穢に対しては、葬儀日より起算して30日間は忌むべきであるとしており、これを準用したものかもしれない。

又、同記翌10日条では「今日依地震事、有軒廊御卜(こんろうのみうら)、諸社怪異被加行云々、上卿源中納言、官寮共ト申神崇之由、但所差之方角相違云々、官兼貞、兼濟、兼基、有能、寮宣憲、濟憲、業俊、宣平、有口、孝重等參入云々」としており、今回の地震発生は寺社被害が多かったことに鑑み、「軒廊御卜」が実施されたのであった。寺社被害自体の多さが「怪異」であると見做されたのである。軒廊御卜とは、平安時代に始められ、朝廷に依り執行された卜占であり、宮廷や寺社に於ける怪異の発生、霖雨や旱害といった自然災害発生時に、内裏内紫宸殿の軒廊に於いて、神祇官に依る亀卜、陰陽寮の式占(式盤・天地盤を使用する占)が行われたものである。その結果、今回は「神崇」との結果を導き出した。神崇が寺への罰として大被害を発生させたとするものであった。穢氣が「神崇」を招いたと認識されていたのかもしれない。「百練抄 第十」でも、「吉記」に於いても、神社の被った被害よりも、寧ろ、仏教寺院に発生していた被害状況を殊更に詳しく記録をしていた背景には、そうした「神崇」認識が濃厚に存在したからであるのかもしれない。

⑤「釋奠延引。依世間穢也。自去月九日連日地震。于今不絶」とし、儒教に於ける始祖である孔子等を祀る祭祀、孔子祭が延期されるとしている。その理由は、「世間穢」であるとしているが、それはこの空間が、全て穢氣に依り満たされているという認識である。従って、外の空間(自宅の垣の外)に出ると「触穢(しょくえ)」の状態となり、清浄の身に戻る迄に相当な時間を要するものと考えられていたのであろう。これ自体は、孔子や儒教との直接的な関係性の中に在った考え方ではないものと推測される。「世間穢」なるものが死穢なのか、否かに関しては記載は無いが、「延喜式 卷三 神祇三 臨時祭条」では、「凡甲處有穢。

乙入其處。謂著座。下亦同。乙及同處人皆爲穢。丙入乙處。只丙一身爲穢。同處人不爲穢。乙入丙處。人皆爲穢。丁入丙處不爲穢。其觸死葬之人。雖非神事月。不得參著諸司并諸衛陣（陳）及侍從所等」として、觸穢（死穢）の甲乙丙丁展転の規定が登載されており、その発生源に着座するだけで、目には見えない穢れが次々と感染して行く観念が表わされているのである。但し、「丁入丙處不爲穢」とある如く、穢の根源（甲處）より段階を経ながら離れるに従って、その伝染力が弱まると見ていたことも又、特筆するべき観念であろう。付け加えるならば、同書では「凡觸失火所者。當神事時忌七日」として、失火に依る火災現場も又、穢が発生する源泉として見做していたことは注目される。

ところで、日本に於いて、災異発生に際した儒教の立場は如何なるものであったのであろうか。これに関しては、はっきりした形での証左を得ることが出来ない。それは、仏教の場合とは違い、儒教が教学であり、哲学であり、日本へ与えた影響とは、十七条憲法や律令制度と言った国家経営に際しての理念形成、礼を基盤とした社会秩序の回復であったからであろう。中世期に至る迄、日本に於いては儒教が社会全体に広く行き渡ることには無く、一部の人々（中原氏や清原氏の様な明経家、及び、禪宗僧侶）に依って専有をされていたものであったのである。

⑥「被立九社奉幣使。依地震御祈也」とあり、九社の神社に対して奉幣使を派遣し、地震鎮めの「御祈」を実行させたのである。「御」とあるのは、この祈りの主体者、指示者が天皇であったからである。奉幣とは、勅命に依って「延喜式 卷九・卷十 神名式上・下（神名帳）」に登載された3,132座、2,861社の神社（式内社）や、山陵等に対して、幣帛を奉獻する行為である。奉幣使が立てられたのは、前掲した「吉記」の記事にあった如く、今回の地震を「軒廊御卜」で検証をした結果、神祇官、陰陽寮共に「神崇」を卜申したからである。

奈良時代に於ける儒教的な災異思想に基づくならば、「續日本紀 卷十二 聖武天皇」〔天平7年（735）5月23日条〕に記録をされていた「勅。朕以寡德臨馭万姓。自暗治機未克寧濟。廼者災異頻興。咎徵仍見。戦々競々。責在予矣。思緩死愍

窮以存寬恤」記事に於いて、聖武天皇の認識は「責在予矣」であって、頻発する災異、災変発生自体の責任が聖武天皇個人の不徳に依るとしているのである。幾多の災異に依って、多くの人民が被災しているという現状を認めながら、そうした天変地異の発生自体は、天皇の徳を以ってしても止められないものの、それに依って齎される災害に関しては、全ての責任を天皇自体の不徳や、訓導不明であるとしているのは、そうした諸々の災害より、人民を救済することの出来得る、地上で唯一の超越した王権の立場、政権を担当する正当性を鮮明にする意図が強力に示された事例であると推測されるのである。

咎徵とは、本来あるべきものが有無両極端な場合の災い、天罰であり、その結果としての災異は、君主の行ないの悪いことに依る陰陽不調和が原因で起こる災いである。<sup>(28)</sup>従って、君主がその悪行を正せば、災異は止むのである。平安時代に入り、天罰としての咎徵は「神崇」に置換され、君主の行ない云々よりも、寧ろ、その怒りを鎮める為、国家が規定した延喜式内社への奉幣が肝要であると認識されるに至ったのである。

⑦「有改元。依地震也」とあり、地震発生が災異改元に繋がった事例である。「百練抄 第十」では「依火災（天變→「皇年代略記」）地震也」としており、災異の内容は火災と地震であるとしている。火災の方は、実際に起こっていた火災もあるであろうが、前述した「蚩尤旗」出現（元暦2年元日）も関連して認識されていた可能性がある。蚩尤旗は赤色の雲気とも関係があったからである。

更に又、これらの直後に行なわれていた「東大寺大佛開眼」（文治元年8月28日）が、上記の如き行動の延長線上に想定される行為であったのか、否かに就いてははっきりとはしないが、そうした「神崇」を鎮めるといった目的も想定されるのかもしれない。

以上、当該地震に関しては、以上①～⑦に渡る時系列的な流れを整理した。そうした地震対応や地震観の背景には、「百練抄 第十」元暦2年（1185）3月24日条に記載のある、「於長門門司關。爲源軍平氏悉被責落了。前帝外祖母二品（平時子）奉抱幼主（安徳天皇）没海中」事件が大きく関係していた可能性も考慮される。「方丈



記」の中では、この源平盛衰に関する直接的な形での記述は見られないものの、鴨長明に依る無常観形成に対して非常に大きな政治的影響を与えていた可能性が想定されるのである。「方丈記」は、建暦2年（1212）3月頃迄には完成していたらしいが、それは長明が58歳の時であった。平家滅亡の時、長明は30歳程度であり、その事件の顛末は十分に知っていた筈である。つい、数年前迄、日本の支配的な位置に在った平家一門の人々の、斯（か）くもあっけない没落は、現在に於いて判断するならば、この後、戦国、下剋上の世の出現を待たなければ一般化することは出来ない事象であろう。

その意味に於いて、「方丈記」の冒頭部分を飾った「行く河の流れは絶えずして、しかも、もとの水にあらず。よどみに浮ぶうたかた（水泡）は、かつ消え、かつ結びて、久しくとどまりたる（常住の状態）例（ためし）なし。世の中にある人と栖（すみか。住居）とまたかくの如し。玉敷（たましき。美しく立派である様子）の都のうちに、棟を並べ、葺（いらか。屋根瓦。屋根の頂上部）を争へる、高き・賤（いや）しき人の住ひは、世々を経て尽きせぬものなれど、これをまことかと尋ぬれば、昔ありし家は稀なり」とした文とは、そうした源平盛衰の経緯が十二分に反映された見解であると見ることが出来る。

自然災害や疾病、疫病の発生だけではなく、人事に関わる災異（栄枯盛衰）も又、長明にとっては人生をかけて「思ひ続け」て来た「理（ことわり。道理）」なのであろう。

## おわりに

以上、本稿では、鴨長明に依る「方丈記」を素材としながら、そこに見られる「無常観」、「厭世観」が、如何なる形で形成されて行ったのか、その主要成因が、本当に、当時多発していた（自然）災害であったのか、否かを検証することが目的であった。又、仏説に基づく末世観や、武士の台頭、王朝社会の終焉と言った全社会的な状況、更には、長明自身の河合社（ただすのやしる。下鴨神社の撰社）禰宜就任が、惣官であった鴨祐兼の反対に依って実現せず、出家し、遁世してしまっただけでなく、彼個人に関わる非常に不愉快な事情も何らかの形で反映されていたのか、どうかにか就いても、

追究を行なう必要があるとした。

「はじめに」に於いて指摘をした事情、即ち、鴨長明に依る強烈な無常観形成が、自ら期待をしていた河合社禰宜への就任が、惣官であった鴨祐兼の反対に依って実現せず、その長子であった輔頼が補任されたという、彼個人に関わる非常に不愉快な事情の影響を強く受けていたのか、否かに関して、安良岡康作氏は、『方丈記』（『方丈記』概説一一、鴨長明）に於いて、「長い間、心に抱いて来た無常観」を背景として、この河合社禰宜事件が主要動機となり出家、遁世した、と指摘している。そうであるとするならば、河合社禰宜事件は、彼に依る無常観形成とは、直接的な関係は無いことになる。仮説は歴史学では意味を為さないかもしれないが、若し、彼が希望通り、河合社の禰宜になっていたとするならば、「方丈記」に表現されている様な無常観は文に表出されたであろうか。抑々、「方丈記」自体、成立してはいなかった可能性すら、有るのかもしれない。

「方丈記」に記された、「折々のたがひ目（思い通りにならない場合）に、おのづから、短き運（薄幸）を悟りぬ」とは、確かに、その様な自身の運の無さを嘆いた、長明に依る心情の吐露であると解釈することが出来る。自分が武士ではない以上、武功を立てて出世をすることができる訳もなく、世の中、自分の思い通りにならないことは多いが、そのことは、自然災害の前では無力であった権門勢家の事例をも挙げつつ、誰であっても、一事に固執することの無意味さと、諦める事の重要性とを根拠としながら、長明流の無常観形成に繋げて行ったものと推測されるのである。彼の無常観には、そうした意味に於いて、（自然）災害に打ちのめされていた平安京や、権門勢家の存在とは、自分自身を納得させる上でも、非常に重要な位置に在ったものと考えられる。

以上のことだけよりも、長明が持っていた無常観とは、決して特別で、特有の心情であったと見ることは出来ず、自分の思う通りの人生が開けてはいないという現状認識が、時や場所、帰属階層を問わず、誰にでも発生し得る感情である以上、それが偶々、長明の場合に在っては、河合社禰宜事件を直接的契機として噴出していたと見るのが妥当であろう。

ところで、鴨長明が「方丈記」中で指摘をした

具体的な災害事例では、「焼亡」現象が長明の無常観形成に与えた影響はかなり大きかったことが判明した。大火災は、落雷等に依る発火、高温、乾燥状態での自然発火もあるが、失火、放火の場合には、それが人為的な災害と見做される。何れの場合にも、殆ど一瞬の内に、それ迄、積み上げて来た有形の財産が消失するという観点に於いて、「焼亡」の前には権門勢家も庶民も区別が無いのである。「さしも危き京中の家を作るとて、財を費し、心を悩ます事は、すぐれてあぢきなく（無駄だ）ぞ侍（はんべ）る」とした長明の対火災認識は、上で掲げた彼の「方丈」の簡素さや、移動可能な構造にも強く反映されていたものと見られるのである。

「ただ、仮の庵（鴨長明の方丈）のみ、のどけくして（平穩であり）、（火災の）恐れなし。ほど狭しといへども、夜臥す床あり、昼居る座あり。一身を宿すに不足なし。寄居（かむな。ヤドカリ）は小さき貝を好む。これ、事知れるによりてなり（そうすべき理由を知っているからである）」とする表現よりは、春秋戦国時代の老子に依る「足るを知る者は富む」ことを自ら体現し、狭小住宅ではあるものの、精神的満足度では誰にも負けてはいないという状態を誇示している様にさえ見受けられるのである。

「辻風」も又、有形の財産が瞬時にして空中に巻き上げられ、無に帰してしまうことから、殊更に「方丈記」へ記述を行っていたものと考えられる。

又、早、大雨、洪水に起因した飢饉の発生に対しては、当時の一般的な日本人として在った鴨長明が持っていた仏教観が、色濃く反映されていたものと見られたのである。そして、否定的表現法が多用されていることも又、この項の特質として指摘されたのである。その根底には「日を経つつ窮まりゆく様」と言う現実世界の進行に対する遣る瀬無さが存在していたのであるが、自分1人の力では最早、如何ともしがたい現実の悲惨極まりない情景を目の前にしながらも、項末では「目（ま）の当たり（現実に）、めづらかなりし事（思いも寄らないひどい状況）なり」として、他方では、死が非常に身近な存在であった当時の日本社会を冷ややかに見つめていたことが特徴的でした。

地震に対しては、仏教に依って、より厳格に規

定されるに至った四大種の調和、不調和の思想が、「方丈記」には大きく影響を与えていたのであった。又、「即ち（地震発生の当座は）、人皆、あぢきなき（努力する意味が無い。家屋を再建することの無意味さ）事を陳（の）べて（言って）、いささか、心の濁り（煩惱）も薄らぐ（少なくなる）と見えしかど、月日重なり、年経にし後は、言葉に懸けて（出して）言ひ出づる人だになし（言い出す人さえいない）」とし、長明は日本人に依る変化の速さを指摘していたのである。良い意味に於いて換言するならば、それは何時までも過去の失敗（この場合には自然災害に依る被災であるが）を引きずらずに、前向きに生きて行こうとする人々の逞しい姿である。

尚、「方丈記」に於いて、直接的に触れた箇所は無いが、穢氣、つまり、穢れの伝染と言う思想が大きな地震発生時に於いて見られたことは、その対象が可視化出来ないだけに、尚更、「無常観」、「厭世観」形成に寄与していたことは想定されるであろう。

この様に見て来ると、鴨長明が文の上で表出させていた「無常観」とは、決して後ろ向き、否定的内容のみで占められていた、という訳では無く、悲惨な現状認識を基にした形での無駄の否定、寿命を全うする為の合理性の追究であったと見ることも出来るのではないであろうか。

## 註

(1) 親密・親近な関係にある小集団内に於いて、当該事件の起因者が最初に異常な症状を呈し、そのヒステリー症状が他の構成員へと次々に伝播をする精神的症状。痙攣や失神、呼吸困難等の症状が生じる。世情不安や末法思想の拡大を契機に、嘉保3年・永長元年（1096）の春先から7月頃にかけて流行した芸能大流行現象である「永長の太田楽」、江戸時代幕末（慶応3年～4年・1867年～1868年）に、主として江戸より以西の地域で発生した大衆の狂乱、所謂、「ええじゃないか」の乱舞は、部分的にはこれに当たるものと推測される。両者共に、その根底には民衆に依る不満が存在していたのである。

(2) 『群書類従 第七輯 公事部』（続群書類従完成会）1983年2月、に依る。

(3) 「百鍊抄 第八」〔国史大系本（第11巻）『日本紀略 後篇・百鍊抄』（株式会社 吉川弘文館）1965年8月、に依る〕に依れば、焼失面積は「凡百八十餘町」であるとする（安元3年4月28日条）。

(4) 「清辨眼抄」—「内裏焼亡事」に依れば、「後清録記」よりの引用として、仁安2年（1167）9月27日に「子剋許。内裏焼亡。五條以東洞院以北。火起放火歟。（中略）凡内裏焼亡。天下大事」として、放火に依ると見られる

内裏の焼失を記録する。丁度、安元の大焼亡の10年前の出来事であった。又、これより以前、長保元年(999)6月14日の夜にも「内裡焼亡」があり、官政と廳政とが中止になったとしている。そして、「百練抄 第八」では、安元の大焼亡と同じ年、災異改元後の治承元年(1177)6月21日条に於いても、「皇居八條殿。放火。即打消畢。嫌疑人等舍人安利被擲之」として、皇居への放火事件が発生し、舍人が容疑者を拘束している。皇居への放火とは、容易ならざる事態であるが、その原因として、当時、その関連性が疑われていたのが、崇徳天皇(上皇)との因縁であった。

崇徳上皇(讃岐院)は、保元の乱〔保元元年(1156)7月〕に於いて後白河天皇へ敗退したことに依り流され、長寛2年(1164)8月26日、配所となっていた讃岐国で失意の内に崩御したのであった。「百練抄 第八」治承元年7月29日条では、「讃岐院奉号崇徳院。宇治左府贈官位太政大臣正一位。天下不静。依有彼怨霊也」としており、その崩御から約13年経ったこの時、「崇徳院」と贈諡号された。それは、一連の災異の発生と、崇徳院の強烈な怨念、怨霊の存在とが想起され、結び付けられたからであった。

この後も、奈良に於ける地震〔治承元年10月27日。「百練抄 第八」では、東大寺別当であった敏覚に依る逆罪(極重の大悪罪)に伴う怪異であるとする。『理科年表平成30年 第91冊』(丸善出版株式会社)2017年11月、所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」に依れば、東経135.8度、北緯34.7度を震央としたマグニチュード6.0~6.5の地震であった)、赤氣(せっき)の出現(同11月23日。古来、東アジア世界に於いては、赤氣出現は兵革出来等に関わる凶兆であると見做された。赤氣は低緯度オーロラ、彗星、夕方に現われる赤色の雲気等の自然現象であろう)、都より見た巽の方角(南東)への彗星出現(同12月24日~翌2年正月7日)、「東方有鳴動之聲」(治承2年6月23日)等の怪異(以上、「百練抄 第八」に依る)が、相次いで発生していたのである。

「東方有鳴動之聲」が如何なる現象であったのかは判然としませんが、その発生が夏季であったことから、遙か遠方に於ける落雷であった可能性が高いのかもしれない。又は、近隣に於ける地滑り、土砂崩れ、そして、(群発)地震や火山(噴火)活動に付随し、地表面に於ける短周期振動が空気に伝わって、音声として聞こえる場合があるが、これを地鳴り、鳴動と称する。当該現象は、東方とした方角認識より、これ以降に発生する反平家の運動—以仁王に依る平家追討の令旨発給(治承4年4月)、源頼朝の伊豆国での挙兵(同8月)等の予兆(凶兆)として認識されていたことも考えられる。

(5) 関澤愛氏「糸魚川大規模火災について考える」〔『消防防災の科学』(一般財団法人 消防防災科学センター)No.128所収、43~47頁、2017春号〕、参照。

(6) 史料纂集⑧『明月記 第一』(続群書類従完成会)1990年10月、に依る。

(7) 関東大震災〔大正12年(1923)9月1日〕の際に、東京都墨田区横網2丁目に在った、陸軍被服廠跡(横網町公園)で発生した火災旋風に依り、避難して来た約38,000人が犠牲になった事例が知られる。

(8) 「百練抄 第八」安元3年4月28日条では、「大極殿焼亡例」として、清和天皇期の貞観18年(876)4月10日、後冷泉院期の天喜6年(1058)2月26日、高倉院の当該焼亡とを挙げ、「此後無造營」とする。

(9) 「百練抄 第八」承安5年(1175)3月5日条では、高倉天皇自身が疱瘡に罹患していたことが記され、「近日流行天下。被行御祈等。此日。有奇雲。天下可有驚事之由。

泰親朝臣申上之」とあって、天然痘流行に際して祈祷も行なわれていた。そしてこの日、「奇雲」が出現し、人々が驚愕したとするが、これも凶兆であることを示す自然現象として認識をされていたものと見られる。「奇雲」が如何なる気象現象であったのかは判然とはしないが、紫雲や赤氣の様な色彩異常では無く、その形状の異常さを畏怖したものと推測される。巻雲(けんうん)やひつじ雲(高積雲)の様な上層雲、中層雲であり、都では余り見慣れない雲の出現であったのであろう。

(10) 『方丈記 徒然草』新 日本古典文学大系39(株式会社 岩波書店)1989年1月、に依る。

(11) 小林健彦『日本語と日本文化の歴史基層論 ~平清盛・徳川家康・坂東太郎に見る呼称とうわさの文化~』〔2017年2月初版発行、販売:製本版はシーズネット株式会社〕—「5-12:「御湯殿の上の日記」に見る情報の取り扱い」、参照。

(12) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ II ~室町時代より江戸時代の地震災害と対処の生活文化~』〔2015年7月初版発行、販売:データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕—「2-3:地震雷の間」、参照。

(13) 「三國史記」—「新羅本紀 第十」〔朝鮮史学会編、末松保和氏校訂『三國史記(全)』(国書刊行会)1973年2月、に依る) 憲徳王彦昇8年(816)正月条には、「年荒民飢。抵浙東求食者一百七十人」と記され、前年より続く飢饉の深刻化に関する内容が記される。前年8月条に見られる「西邊州郡大飢。盜賊蜂起。出軍討平之。大星出翼軫間、指庚(かのえ。西方)。芒長六許尺、廣二許寸」記事と、当該「抵浙東求食者一百七十人」記事とは対応関係にあるものであろうか。「大星出翼軫間、指庚」の指し示した西の方向性とは、「抵浙東求食者一百七十人」の発生、即ち、現在の中国浙江省東部沿岸地域へ、新羅国南部より船舶等を使用しながら逃避した飢饉民の存在を予見したものであろうか。

(14) 古代日本に於ける厚生制度に関しては、小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ~古代日本語に記録された自然災害と疾病~』〔2015年7月初版発行、販売:データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕—「4. 古代日本語に記録された災害情報としての疫病」、参照。

(15) 「百練抄 第十」元暦元年5月21日条には、「賀茂上社舞殿無風顛倒」と記されるが、これは当時の木造建築物の強度を示す1つの事例であろう。

(16) 『理科年表 平成30年 第91冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」に依れば、現京都市市街地付近で被害が発生していたと考えられる地震は、貞元元年(976)6月18日発生のもの(マグニチュード $\geq 6.7$ )があるが、被害発生規模としては元暦の大地震と同程度であったものと推測される。これ以降も、長久2年(1041)7月20日、延久2年(1070)10月20日、寛治7年(1093)2月14日、永長元年(1096)11月24日、治承元年(1177)10月27日と言った具合に、京都で寺社や築垣を中心に被害が発生する地震が感知されているが、その被害規模は貞元や元暦の震災には及ばないものと推測される。

(17) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~』〔2015年10月初版発行、販売:データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕—「2-7:地震と「震動」、兵庫」、参照。

(18) 高馬三良氏訳『山海経 中国古代の神話世界』平凡社ライブラリー34(株式会社 平凡社)2014年5月、に依る。

(19) 『世界大百科事典 13』(改訂新版、平凡社、2007年9月) — 「蚩尤 Chiyou」の項、参照。

(20) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~』 — 「2-8:紫雲」、小林健彦『災害対処の文化論シリーズ VI 韓半島における災害情報の言語文化 ~倭国に於ける災害対処の文化論との対比~』[2019年2月初版発行、販売:製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん] — 「3.百済国に於ける災害対処の言語文化」、参照。

尚、延喜17年(917)頃のものとしてされる「聖徳太子傳曆 下」[『続群書類従 第八輯上 伝部』(続群書類従完成会)1995年2月、所収]推古天皇28年(620)12月条には、「天有赤氣。長一丈餘。形如鷄尾。太子大臣共異之。百濟法師奏曰。是爲蚩尤旗。兵之象也。恐太子遷化(せんげ。死去)之後。七年有兵。滅太子家歟。太子頤之。即命大臣。令錄國記并氏々等本記」として、「赤氣」の出現やその意味を「國記并氏々等本記」へ記録をさせている。聖徳太子は、ここで百濟法師よりの奏上に依り、赤氣が兵革の予兆であることを知ったとしている。百済国よりやって来た渡来僧である百濟法師は、この様な氣象現象が凶兆、兵乱の予兆であるとした、韓半島に於ける一般的な認識を伝えたのである。

又、13世紀初頭に成立した「平家物語 卷第三」 — 「救文(ゆるしづみ)」[『平家物語 上』新 日本古典文学大系44(株式会社 岩波書店)1991年6月、に依る]にも、「同〔治承2年(1178)〕正月七日、彗星東方に出づ。蚩尤氣とも申。又赤氣共申。十八日光をます」とあり、彗星、蚩尤旗、赤氣出現の記事がある。ここでは、「光をま(増)す」と記されることよりも、現象自体としては彗星出現の可能性が高いものと考えられるが、当時を付けては運用していなかったことも想定される。ただ、その出現の方向が「東方」とあることよりも、平家物語の作者は、前年5月に、後白河院の近臣藤原成親・成経父子、藤原師光、俊寛、多田蔵人行綱等が、俊寛の京都東山鹿ヶ谷山荘で平氏追討の密議をした事件、所謂、鹿ヶ谷事件の発生以来、治承4年8月の源頼朝に依る、配流先の伊豆国に於ける反平氏の挙兵に至る迄の出来事に鑑み、これを、平氏方にとって、東方よりやって来る凶兆であると位置付けていた可能性が考慮されるのである。

(21) 松田毅一、川崎桃太氏訳『フロイス 日本史5 五畿内篇Ⅲ』(中央公論社)1981年12月、に依る。

(22) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~』 — 「おわりに」、参照。

(23) 文禄5年・慶長元年(1596)閏7月13日丑刻(午前2時頃)に、東経135.6度、北緯34.65度を震央としたマグニチュード7.5の地震が起き、特に京都や奈良を中心とした地域に於いて、大きな被害が発生していた。当該地震に関しては、醍醐寺座主義演准後に依る「義演准后日記」[史料纂集(48)『義演准后日記 第一』(株式会社 続群書類従完成会)1988年7月、に依る]に詳細であるが、当時の人々に依る震災への対処法に関しても詳しく記述をしている。

後陽成天皇は地震発生直後に内裏(紫宸殿)南庭上に御座を敷き、行幸(避難)したことが同記の同日条に記される。更に、日を置いて南庭の庭上に假屋を構えて御座し、当時洛南の伏見城にいた豊臣秀吉も同様に假屋に移ったことが記される(同記同16日条)。この時秀吉は、「丈夫な一室にのがれて、そこの出窓(バルコン)で奇蹟的に生きのこった」とされ、又、「當代記 卷三」[『史籍

雜纂 第二』(國書刊行會)1911年11月、所収]では、「閏七月十二日の夜子の刻に、上方大地震、京中は三條より下伏見迄家損人死、上京は不苦、伏見御城中にて、女騰七十三人、中居下女迄五百人死、一の門三門の番衆、門崩悉死、折節太閤、中のまるに御座、御身無恙、諸大名の家々倒る、人死事無限、大坂々井も同前、伏見城殿主石かけは一も不殘崩る、大佛堂は不苦、佛は損也、愛宕山坊中も倒、所々よりあかる眞壺過半損」(同年閏7月12日条)としていることよりも、殆ど命辛々助かっていたことが推測できる程、洛南の伏見でも凄まじい揺れであったことが窺える。

「當代記」に記されている記事が正確であるとするならば、「丈夫な一室」が予め伏見城中の丸に設けられていた、震災時に限らず非常時、緊急時に於ける秀吉の一時避難スペース的な性格の施設(柱が多く天井も低く密閉性の高い小部屋)、所謂、パニックルームであった可能性もある。しかし、それとても一時的な避難所に過ぎなかったものであり、屋外に建てる「假屋」が必要とされたのであろう。当時としても御所や城郭建築の如き、上部構造のしっかりとした重厚な建物、換言すれば、上部過重であり、重心が高い建築物が地震の揺れに依って倒壊するかもしれないという、室内に留まることに対する危険性の認識は存在していたらしい。これは、震災に対する物理的で、身を守る為の対応であったと言える。

後陽成天皇も豊臣秀吉も、本震発生より1週間以上経過した文禄5年・慶長元年閏7月21日になっても、依然としてそこを動くことができなかつたらしい。「地震去十三日ヨリ至今日不休、(2字分闕字)禁裏様南庭ノ假御殿ニ未御座云々、伏見大(太)閣同假屋御渡云々」(『義演准后日記』文禄5年閏7月21日条)とするのは、当該地震に依る比較的規模の大きな余震の連続的な発生を物語っているものと考えられる。民衆も為政者も、「諸人家内ニ不居、夜ハ道路ニ臥ス、今庭上ニ假屋ヲ構テ御座云々、伏見大(太)閣同假屋ニ御渡云々」(同記同16日条)としたのは、実際に身を守る為の、物理的な地震への対処法であったのであろう。但し、文の記載方式が、「云々」表現法で表される、伝聞記事用法である事には留意を必要があろう。当時の地震発生後に於ける常識としては、上位者から下位者に至る迄、「(通常の居住スペースである)室内は危険である」ということであった。更に、この2人の為政者の行動が同日付で記載されているのは、恐らく、秀吉が自分自身のものだけではなく、天皇の假屋の手配をも同時に行なっていた結果であったものと推測される。

尚、小林健彦『災害対処の文化論シリーズ II ~室町時代より江戸時代の地震災害と対処の生活文化~』 — 「2-2:建築に見る災害対処の手法」、参照。

(24) 国史大系本『續日本紀 前篇』(株式会社 吉川弘文館)1993年4月、に依る。

(25) 内大臣三条西実隆の日記「実隆公記」に見る、室町期に於ける年違の習俗と、死の穢れ観の様相に関しては、小林健彦『日本語と日本文化の歴史基層論 ~平清盛・徳川家康・坂東太郎に見る呼称とうわさの文化~』 — 「5-10:「実隆公記」に見る情報の在り方と習俗」、参照。

(26) 『増補 史料大成 (吉記二、吉記続記)』(株式会社 臨川書店)1975年11月、に依る。

(27) 国史大系本(第26巻)『延暦交替式 貞觀交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』(株式会社 吉川弘文館)1965年3月、に依る。

(28) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ~古代日本語に記録された自然災害と疾病~』 — 「4-3:古代の為政者に於ける疾病観」、参照。

## 参考文献表

④当該表は著者名(辞典、史料等の場合は発行所)の50音順により配列してある。尚、複数の巻がある辞典の場合には、その発行年月を省略したものもある。

- 『日本文化総合年表』岩波書店、1990年3月
- 『平家物語 上』新 日本古典文学大系44、株式会社 岩波書店、1991年6月
- 『方丈記 徒然草』新 日本古典文学大系39、株式会社 岩波書店、1989年1月
- 安良岡康作氏全訳注『方丈記』株式会社 講談社、2013年4月
- 史料纂集(48)『義演准后日記 第一』株式会社 続群書類従完成会、1988年7月
- 国史大系本(第33巻)『吾妻鏡 後篇』株式会社 吉川弘文館、2000年6月
- 国史大系本(第26巻)『延暦交替式 貞観交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』株式会社 吉川弘文館、1965年3月
- 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館
- 国史大系本『續日本紀 後篇』株式会社 吉川弘文館、1993年6月
- 国史大系本『續日本紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1993年4月
- 国史大系本(第11巻)『日本紀略 後篇・百鍊抄』株式会社 吉川弘文館、1965年8月
- 国史大系本『日本書紀 後篇』株式会社 吉川弘文館、1990年12月
- 国史大系本『日本書紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1992年4月
- 『増補 史料大成 (吉記二、吉記続記)』株式会社 臨川書店、1975年11月
- 高馬三良氏訳『山海経 中国古代の神話世界』平凡社 ライブラリー34、株式会社 平凡社、2014年5月
- 朝鮮史学会編、末松保和氏校訂『三國史記(全)』国書刊行会、1973年2月
- 『史籍雜纂 第二』国書刊行會、1911年11月
- 『日本国語大辞典』第二版、小学館
- 『日本史総覧コンパクト版I』新人物往来社、1991年4月
- 関澤愛氏「糸魚川大規模火災について考える」(『消防防災の科学』No.128所収、2017春号)
- 『群書類従 第七輯 公事部』続群書類従完成会、1983年2月
- 『続群書類従 第八輯上 伝部』続群書類従完成会、1995年2月
- 史料纂集⑧『明月記 第一』続群書類従完成会、1990年10月
- 『大漢和辞典』修訂第二版、大修館書店
- 国立国会図書館所蔵本「二十巻本 倭名類聚鈔」
- 『世界大百科事典 13』改訂新版、平凡社、2007年9月
- 松田毅一、川崎桃太氏訳『フロイス 日本史5 五畿内篇Ⅲ』中央公論社、1981年12月
- 『理科年表 平成30年 第91冊』丸善出版株式会社、2017年11月
- 宮澤俊雅氏「倭名類聚抄の十巻本と二十巻本」(『北海道大學文學部紀要』47巻1号(通巻第94号)所収、1998年10月)

## 注記：

本書に於ける和暦と西暦との対照は、『日本文化総合年表』(岩波書店、1990年3月)、『日本史総覧コンパクト版I』(新人物往来社、1991年4月)の「天皇一覧」に基づいた。

尚、本稿中に於いては、必要に応じ、読者に依る円滑な理解を助ける目的に於いて、筆者が以前に発表した複数の論稿内の内容や文等を、必要最小限度内で、その一部分を引用、編集、加工し、使用している部分が存在することを明示しておく。その場合には、「註」に於いて該当箇所を明示した。

